

平成29年第1回定例会会議録（第6号）

平成29年3月21日

○出席議員（25名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 阿部真一君 | 2番 | 竹内善浩君 |
| 3番 | 安部一郎君 | 4番 | 小野正明君 |
| 5番 | 森大輔君 | 6番 | 三重忠昭君 |
| 7番 | 野上泰生君 | 8番 | 森山義治君 |
| 9番 | 穴井宏二君 | 10番 | 加藤信康君 |
| 11番 | 荒金卓雄君 | 12番 | 松川章三君 |
| 13番 | 萩野忠好君 | 14番 | 市原隆生君 |
| 15番 | 国実久夫君 | 16番 | 黒木愛一郎君 |
| 17番 | 平野文活君 | 18番 | 松川峰生君 |
| 19番 | 野口哲男君 | 20番 | 堀本博行君 |
| 21番 | 山本一成君 | 22番 | 三ヶ尻正友君 |
| 23番 | 江藤勝彦君 | 24番 | 河野数則君 |
| 25番 | 首藤正君 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

| | | | |
|-------------------|-------|---------------|--------|
| 市長 | 長野恭紘君 | 副市長 | 阿南寿和君 |
| 副市長 | 猪又真介君 | 教育長 | 寺岡悌二君 |
| 水道企業管理者 | 中野義幸君 | 総務部長 | 豊永健司君 |
| 企画部長 | 工藤将之君 | 建設部長 | 狩野俊之君 |
| ONSENツーリズム部長 | 伊藤慶典君 | 生活環境部長 | 釜堀秀樹君 |
| 福祉保健部長 兼福祉事務所長 | 大野光章君 | 消防長 | 河原靖繁君 |
| 総務部参事 | 伊藤守君 | ONSENツーリズム部参事 | 松永徹君 |
| ONSENツーリズム部参事 | 永井正之君 | 教育参事 | 湊博秋君 |
| 水道局次長 兼管理課長 | 三枝清秀君 | 総務課長 | 月輪利生君 |
| 政策推進課長 | 本田明彦君 | 次長兼職員課長 | 阿部陽一郎君 |

| | | | |
|-----------|--------|-----------|-------|
| 保険年金課長 | 猪股正彦君 | 自治振興課長 | 安達勤彦君 |
| 自治振興課参事 | 久恒美千代君 | 危機管理課長 | 安藤紀文君 |
| 観光課長 | 河村昌秀君 | 温泉課長 | 白石修三君 |
| 商工課長 | 宮森久住君 | 農林水産課長 | 小林文明君 |
| 次長兼障害福祉課長 | 岩尾邦雄君 | 障害福祉課参事 | 加藤満江君 |
| 児童家庭課長 | 原田勲明君 | 高齢者福祉課長 | 福澤謙一君 |
| 健康づくり推進課長 | 甲斐慶子君 | 次長兼建築住宅課長 | 江口正一君 |
| 学校教育課長 | 篠田誠君 | 生涯学習課長 | 永野康洋君 |

○議会事務局出席者

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 局長 | 檜垣伸晶 | 次長兼議事総務課長 | 挾間章 |
| 補佐兼総務係長 | 河野伸久 | 補佐兼議事係長 | 浜崎憲幸 |
| 主査 | 安藤尚子 | 主査 | 佐保博士 |
| 主査 | 佐藤英幸 | 主査 | 波多野博 |
| 主事 | 橋本寛子 | 速記者 | 桐生能成 |

○議事日程表（第6号）

平成29年3月21日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、17日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○2番（竹内善浩君） 一般質問をさせていただきます。議員になりまして2年がたつのですが、もともとどういうふうなことをしたいかなというところで、市民の声を聞くとはずっと言ってきたのですけれども、なかなか相談にもできないような、自分で閉じこもってしまうような方に寄り添ったり、一緒に一歩前に入るような、そういうふうな支援ができたらなと思います。

きょうの質問も、そのような視点で少数派、大勢の市民の方には値しないかもしれませんが、そういう方たちをしっかりとこの議会で質問しながら、通しながら別府市の姿勢というものを確かめていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長、通告の内容は変わりませんが、通告の順番を少し変更したいと思います。担当課、回答する課が2つにまたがっているものがありますので、まず2番の、最初に緊急医療情報キットという質問をしますが、その後に同課の3の（4）ダブルケアを続けてお聞きしたいと思います。また、同じ理由で2番地域支援の在宅医療とみとり、これと同じ当課の関係になりますが、3の（3）後期高齢者医療と訪問看護というのを続けて質疑したいと思いますので、御了解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本博行君） どうぞ。

○2番（竹内善浩君） それでは、始めさせていただきます。

1番、障がい者の問題ということ、また、地域支援ということ、また、マイノリティー配慮ということで今回質問を組み立てました。

最初の障がい者の問題としまして、日常生活用品給付ということを取り上げています。実際に日常生活に使うような用品を給付、少し援助していただけるということで日常生活用具の給付ですが、基本的には本人が自分で使うという生活用品が対象なのでしょうか。お答えください。

○障害福祉課参事（加藤満江君） お答えいたします。

日常生活用具給付費は、在宅の重度障がい者の方御本人に対し基本的には給付するようになっております。生活の上での不便を解消し、在宅での自立した生活を容易にすることを目的としております。

○2番（竹内善浩君） 実際、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律という法律に基づいて、日常生活用具が決められていると認識しております。ヘルパーさんなど、実際介護する人が本人のかわりに使う用具についても、一部を支給対象項目として、品目として拡大してほしいと、趣意者の負担が軽減される、図られるからということで、実際に諸団体の方からお声を聞いております。

別府市は、この点についてどのようにお考えなのでしょうか、お答えください。

○障害福祉課参事（加藤満江君） お答えいたします。

具体的な日常生活の要件に関しましては、議員のおっしゃったように、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいております。特殊便器、特殊寝台等が該当いたすところですが、一般に普及していないもので、在宅障がい者等が安全で容易に使用できるもの、それによって日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものが対象となっております。

別府市における日常生活用具の給付対象品目につきましては、別府市日常生活用具給付対象事業実施要項に定めております。諸団体から、食事を細かくするミキサー、また夜間

の介助者の支援を、負担軽減するために、持続性のたん吸引装置を在宅、施設等を問わず給付対象にしてほしいとの要望が上がっておりますことを、大分県にも要望が上がっていることを確認いたしております。

- 2番（竹内善浩君） そうですね。ちょっと繰り返しますが、今最後のほうに出てきました諸団体から、食事を細かくするミキサー、老人ホームとかでは刻み食というのがあります。介護職員の方が、かみ砕かなくてもいいように、ただし飲み込むには少し食塊、形があるようなものということでミキサーを使います。ただ、先ほど言いましたように、これらは御自分が自分のために使うのではなくて、介護職や家族の方がその人のために使うということで、どうしても外されるという傾向があるみたいです。認められていないような傾向があると思います。また、夜間の介助者の負担を減らすということで持続的なたんの吸引装置、これは時間が来たら、あるいはその方のぐあいによって夜中でも勝手に機械がたんを吸引します。実際の場合は、訪問看護等をお願いして夜中、あるいは家族の方が2時、3時と定時に起きてその機械を使うということですので、その持続たんの吸引装置、あれば夜間の介護者の負担がかなり減ってきます。こういうものは在宅、施設、病院を問わずに給付対象にしてほしいということで、実際夏の厚労省のほう、文科省もそうですけれども、レクチャーといいまして、講義を受けました。その中でも担当官の方が、県のほうに要望が上がってきたら、それは国としてもいい方向にまた県を指導していきたいとの答えもいただいております。先ほども大分県も要望しているということで確認できた、要望している形になっていると思いますので、ぜひとも別府市からも県のほうにしっかりと声を上げていただきたいと思います。

実際別府市で生活をしている障がい者またその家族の方、介護者、そのためにも給付対象の拡大、これが市の単独になると思うのですが、市単独での助成というのは、実際検討ができるのでしょうか。いかがでしょうか。

- 障害福祉課参事（加藤満江君） お答えいたします。

品目の追加につきましては、厚生労働省が規定する用具の要件、用途、形状のいずれかに該当するものとされており、個々の事例により障がい者本人の自立、社会参加を促進するものかどうかの判断を行ってまいりたいと考えております。

- 2番（竹内善浩君） ここでも、先ほど自立、社会参加を促進するということがあるのですが、やはり背中を少し押してくれる方、そういう助けがなければ、御自分たち、家族たちだけではどうしようもないところがあります。ぜひともそこも理解しながら、そのような一人一人の要望が多く、複数の団体から希望が、あるいは要望が出ております。別府市としては少数派、特にマイノリティーの声を強く受けとめ、市政としての優しい判断を強く要望したいと思います。

質問を続けます。重度のALSという病気があるのですが、ALS患者の方は、重度障がい者の文字盤、口読み、身振り、手振りや意思伝達装置、そういうものを使って、病気が重くなれば御自分の気持ちやしてほしい介護を伝えることとなります。この装置を受け入れて御本人や家族、またその装置を使いこなすためにも、現場のほうでは早い時期からの支給を求めています。そのようなことは実際できるのでしょうか。

- 障害福祉課参事（加藤満江君） お答えいたします。

ALS、筋萎縮性側索硬化症や筋ジストロフィー等の難病患者の方々には、病状の進行によりコミュニケーションの手段が絶たれる場合がございます。その前に、大分県身体障害者更生相談所、それから医療機関等と密な連携をとって、早期の支給に努めているところでございます。

- 2番（竹内善浩君） 今の御回答は、多分どこの県、どこの市町村でも同じような御回答になると思います。特に別府市の場合、障がい者という方が少し比率的には多いと思いま

す。また、実際訪問看護で私がかかわったケースでも、実は御本人の御希望から、二、三年前からリハビリをしてくれということで、御病気がわかってから、それからかかわったケース、それから、実際大分の方なのですけれども、やっぱり本人や家族に寄り添うかわり、早い時期からのコミュニケーションツール、例えば文字盤とか、そういうものを訪問介護や訪問看護の方たち、実際にかかわる職員も、導入したいのだけれども、なかなか一歩を踏み出せない。それこそ背中を押してほしい状況にあります。その気持を大切に受けとめていただく。例えば難病患者さん、あるいはその関係機関との協議、そういうものに市のほうがもっと積極的に参加しながら現場の声、ニーズをしっかりと把握していく。また、重度障がい者の方の早期からかわる体制を別府市らしい視点でつくっていく。そういうことは実際にできるのでしょうか。してほしいのですが、いかがでしょうか。

○障害福祉課参事（加藤満江君） お答えいたします。

難病の方につきましては、難病の受給者証は、保健所が窓口となっております。保健所からその方の支援につきまして、障害福祉課のサービス担当のほうに連絡がございます。それをもとに相談支援事業所が支援計画を立て、障害福祉課のほうでサービスの支給決定を行っております。また、困難な事例に関しましては、障害福祉課のサービス担当者が個別支援会議等に参加いたしております。今後とも関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） 今の段階で実際にこれを、あるいはこの要望を受けとめてほしいというのは難しいところもあるかと思えます。実際、今質問としては日常生活用具給付についてですが、この問題、モニタリング評価していくということでは、そのような要望の声が……、あ、失礼しました、モニタリング評価の基準としては、そのような声が聞こえてこなくなった。そうなればそれに対してしっかり対応ができた、チェックができたということになると考えます。要はその点をしっかりと行政として、執行部として確認していただきたい。そういうシステムをつくりながらこのことを指摘して、この項の質問はこの程度としたいと思えます。ありがとうございます。

続きまして、精神・知的障がい者の求人ということで、引き続き、まず障害福祉課のほうに今の全県の状況を御説明いただきたいと思えますが、実際、障がい者の雇用の促進という法律が改定されました。そして、その改定された平成28年4月1日より、障がい者に対する差別の禁止に関する規定も施行されております。障がい者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関して事業者が、事業主が適切に対処するための指針というもの、また雇用の分野における障がい者と障がい者ではない者との均等な機会、もしくは待遇の確保、または障がい者である労働者が有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき指針、とても長いのですけれども、要は差別法で言う合理的配慮の指針、じっさいに合った形、そういうものが策定されています。

そこで、お尋ねしたいのですが、実際にハローワーク等の求人状況等でおわかりの点がありましたら、お答えください。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

ハローワークの求人状況でございますが、大分県障害者求人情報によりますと、平成29年3月1日現在で障がい者への求人として188件の登録がございます。

○2番（竹内善浩君） 実際なかなか障がい者の方の就労状態を把握するというのは難しいこともあるかと思えます。募集、採用に関してもいろいろな問題あるいは困難があるかと思えますし、また就業の適正ということを考えても複雑な背景があるかと思えます。それを踏まえてですが、県下の・障がい者雇用率はどのような状況か、お教えてください。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障がい者の雇用の促進等に関する法律により、50人以上の規模の企業の法定雇用率は

2.0%となっています。県内の民間企業の状況であります。平成28年6月1日現在の障がい者雇用状況集計結果では、実雇用率は2.46%となっております。これは、全国3位の状況であります。特徴といたしましては、ここ数年の状況であります。精神障がい者が平成18年4月1日から実雇用に算定されまして、その伸び率が大きいことが特徴となっております。

- 2番（竹内善浩君） 全国で3位。何位でも構いません。実際に別府市に住む方が、障害の方がしっかりと働ける、あるいは働く機会をいただくということも重要です。それを感じられる別府市であってほしいと思います。

実際に障害福祉課としては就業相談、そのような実績等はあるのでしょうか。お答えください。

- 次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

就業相談の件数自体はカウントはしていませんが、障害に関する各種相談の中の1つとして受けた事例はございます。就職を希望する障害のある方に対しては、県内の福祉圏域ごとに設置されています障害者就業・生活支援センター、さらには障害者職業カウンセラーを配置いたしております。上野口にあります独立行政法人大分障害者職業センターもあわせて紹介をいたしております。

- 2番（竹内善浩君） 最初にも言いましたが、障がい者の方でも例えば仲間がいる、友だちがいるということであればいろんな情報を得たり、また励まし合ってそういう求人募集してみたということになるのですが、やはり一部かもしれませんが、その一歩が出せず、相談もできず、また自分自身が働くような人間ではないのではないかと卑下している、そういう方もやはり見受けられます。この障がい者の雇用ということは、別府市を再生する上でも、人数は少ないかもしれませんが、とても大きな励まし、励みになると思います。

そこで、続けて質問をしたいと思いますが、今度は別府市として、そして実際の障がい者の雇用についてお伺いしたいと思いますが、実際別府市において精神障がい者の雇用、これは身体障がい者に比べ雇用が立ちおけているような思いがあります、感じがあります。市において、これまでに雇用された実績等があれば、その内容をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

- 次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えします。

精神障がい者の雇用状況につきましては、平成21年4月から平成23年3月まで2年間、1名を臨時職員として雇用しております。平成24年度に1名の方を1年間、25年度1名の方を11カ月間、26年度に1名の方を6カ月間臨時職員として雇用しております。27年度につきましては、募集を行いました。応募者がなく、平成28年度は精神保健福祉士の雇用確保ができなかったため、精神障がい者の雇用の取り組みを見合わせた状況であります。

- 2番（竹内善浩君） 聞き取りの中でも、また、ちまた、市民の方からも事業者、実際の会社が雇用するというのもあるのですが、それよりも前に、市政として別府市での雇用をまず見せてみる、そういう声も届いております。実際、精神障がい者の就労機会の拡大、これを図るとともに職員の障がい者への理解を深めること、これもとても大切なことではないかと思えます。また、社会支援のため、その目的にインターンや臨時職員、そういうような雇用、これをもう一度考えて取り組む必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えをいたします。

今後の雇用につきましては、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例第13条の中で、第1項に、「市は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする」とあります。また、第3項では、「市は、

障害のある人の就労を促進するため、障害の適性に応じた雇用の促進に努めるものとする」とうたわれております。これを踏まえまして、精神障がい者の雇用募集を行うためには、精神保健福祉士や保健師等の環境整備の支援体制が必要と考えており、引き続き採用募集と受け入れ体制を検討したいと考えます。

- 2番（竹内善浩君） 今お答えがあったように、一応その募集のことに絡んでその体制というところの1つに専門職種、実際に名前が出てきたのが精神保健福祉士、それから保健師など、そう出ていますが、前回議会で質問させていただいたように、福祉の場面、事務職、専門職、ともにスキルアップを図り、どちらの立場でもフォローし合えるように、そういう協力体制をしっかりとつくれば専門職種、必ずその方にしっかりと付き添わなくても、普通の一般職員が寄り添うことで、そのインターンあるいは臨時職員というような形の体制もできるのではないかと考えます。事務職や専門職の方のスキルアップを含めてしっかりと連携をとるといふことも、この雇用につながるといふ思いますので、強く要望していきたいと思っております。

障がい者の求人募集等については、この程度にしたいと思っております。

引き続き3番の質問、精神障がい者等の公共交通機関料金割引ということで御質問したいと思っております。

ちょっと状況も変わってきてはいるのですが、まず公共機関、障がい者に対する現状をお答えください。

- 次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） 県下の状況でございますが、船舶を除く公共交通機関、タクシー、バス、JR、航空につきましては、精神障がい者に対する割引サービスを実施している事業者は、把握しておりません。

- 2番（竹内善浩君） また、この公共機関というの、実際に法律があるわけではなく、それぞれの公共機関で対応ということになると思っております。組合等ですかね、で対応ということになると思っておりますが、ちょっとまた視点を変えて、精神障がい者などですね、ほかの障害者手帳、要するに手帳を取得されている方、そういうのと精神障がい者というのは、実際区別されるものなののでしょうか。

- 次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障がい者の定義は、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれについて個別法にて規定されていますが、障害者基本法、障害者総合支援法及び障害者権利条約から定義概念を考えますと、3障害を包括することが障がい者の範囲となり、精神障がい者を他の障がい者と区別するものではございません。

- 2番（竹内善浩君） この公共機関の料金についての質問は、実はそれぞれの障害と言われる、先ほどの3種類の手帳をお持ちの方それぞれに不公平さがあるのではないかと。ある手帳をお持ちの方は割引が受けられる、ある手帳をお持ちの方はいろいろな理由で割引が受けられない。この3つがまだ足元がそろって制度と申しますか、ここでいくと公共機関の料金になるのですけれども、そろわれていないというふうには不公平さを感じております。

実際に各種公共機関等に対しての運賃の割引のサービス、そこへの働きかけということで、別府市はどのように、また、今後の割引料金の拡大ということでも検討のお考えがあればお答えください。

- 次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

各交通機関に関しましては、それぞれ標準的な運送約款が所轄庁より示されており、各事業者は、その約款を定めて国土交通大臣の許可を得ていますが、その中で国土交通省では、平成24年7月31日に標準運送約款を改正し、従来の身体障がい者・知的障がい者割引に関する規定と同様に、精神障がい者割引に関する規定を明記いたしております。しかしながら、事業者に義務を課すものではなく、事業者からの届け出による運賃割引である

ため、事業者の理解をいただけることが最重要となっております。

別府市といたしましては、平成 24 年度 14 市福祉事務所長会議にて県へ要望を行っております。このとき県は、「障がい者割引に精神障がい者が加わったことは一歩前進ですので、全国状況等を見ながら、これまで以上に事業者等に対して働きかけを行っていきたいと考えています」と回答をいただいております。

全国的には、平成 20 年 6 月、全国市長会にて公共交通運賃について割引制度を設けるように関係機関へ要請するとの障害者福祉施策に関する提言が出されております。

なお、この提言は、平成 28 年度においても継続されております。

新聞報道によれば、平成 29 年 4 月から福岡県の大手の事業者が、精神障がい者の公共交通割引制度を実施する、また、大分県内の路線バスを運行するバス会社は、来年 4 月から精神障がい者のバス運賃に障がい者割引を適用する方針との記事が掲載されておりました。

市といたしましては、引き続き県下の足並みをそろえて、障害種別に関係なく公平な制度となるよう、精神障がい者割引制度対象範囲の拡大についての理解普及に努めたいと考えております。

- 2 番(竹内善浩君) 長い御説明をありがとうございました。今途中にも出ましたけれども、平成 28 年度、また 29 年度 4 月から、来年度からも、4 月からそれぞれだんだんと変わってきて、その部分、国のほうもしっかりとその不公平さをなくそうということになっています。別府市でもしっかりとその不公平さをなくしていただきたいと思っております。

ここに手にしているのは、たまたま二、三日前ですけれども、福岡県的那珂川市、コミュニティバスというのをちょっと使って研修に行きました。たまたまですけれども、こういう冊子を地元の方が「あるよ」と言って教えてくれて、たまたまですけれども、後ろを見ると料金表があります。このコミュニティバスは、150 円均一です。「ただし」というのがあります。子ども、もう 100 円にしちゃいますよ。それから高齢者、65 歳以上であったら誰でも 100 円にしますよ。その次です。障がい者、障害があるよという人は 100 円ですよ。身体、療育、精神、全部入っています。

制度が、国のほうがみんなでしましよと、それぞれの自治体に、もちろん制度ですから、声をかけるのですけれども、それぞれの自治体が先にいいものは取り入れて、しっかりとその動向を見ていくというのも必要だと思います。

今回このテーマは、手帳をお持ちの方の不公平さがなくなるようにということですので、別府市もぜひともその部分、しっかりと考えてやっていただきたいと思っております。

この項についてはこの程度の質問とし、4 番目、親亡き後等の問題ということで、続けて質問させていただきます。

長いのですが、まずは、親亡き後等の問題の解決策の検討について、現在の状況を教えてください。

- 障害福祉課参事(加藤満江君) お答えいたします。

別府市におきましては、平成 26 年 4 月に親亡き後等の問題解決策検討委員会を設置し、約 2 年間にわたり検討を行いました。これは、「ともに生きる条例」に基づくものでございます。その結果を報告書にまとめて、平成 28 年 7 月に市長に提出いたしております。報告書の中には、意思決定支援、生活支援、相談体制の充実など 3 つの課題を分類し、課題ごとに解決策の方向性を示しております。解決すべき問題は非常に多岐にわたっております。これらについて、現在別府市障害者自立支援協議会の中に新たに設置した地域生活支援部会を中心に、実務者や当事者の視点を入れて具体策の検討を行っているものです。来年度以降、可能なものから、例えば通訳ブックや障がい理解ハンドブックなどの施策について順次実施してまいりたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） なかなか実際にケーブルテレビをごらんの市民の方も、難しい言葉が続くので大変だと思いますが、もう少しおつき合いをください。

実際、ちょっと飛ばしますけれども、障がい者の親亡き後等の問題ということで、前から日本共産党議員団としては、ひとり暮らししている障がい者、もう実際にいらっしゃるでしょう。その方をしっかり把握することが、これからの親亡き後の問題、実際に実践されているわけですから、いい手本になったり、またその方の御意見というのがとても有効になるのではないかと。

当課にちょっとお聞きしましたところ、ひとり暮らしということ、考え方も難しいのですが、とりあえず平成27年度末の障害者手帳所有者は8,852人、26年に調査したアンケートでは、28.6%の人がひとり暮らし、実際にその年度のちょっと差はありますが、おおよそ3人に1人、そこまで行かないのでしょうか、3人か4人ですね、の方がひとり暮らしという回答を受けています。障害のある人のおよそ3割の方、28.6%ですから、3割の方、ひとりで生活している方がいるというこの現実ですね。こうした方々の生活についてのアンケート、そのほかの方法での調査、またその結果を具体的に施策に反映させるべきだ、そう考えております。

そこでお聞きしたいのですが、昨年第1回定例会で提言したのですが、その後、実際にはどうなったのでしょうか。お答えください。

○障害福祉課参事（加藤満江君） お答えいたします。

親亡き後等の問題解決検討委員会の委員には、障害のある人で保護者と離れて生活している人、また障害のある人の保護者も委員となっていただきました。委員会の運営形態やスケジュール面などからアンケート調査に至っておりませんでした。委員会の検討の中で、障害のある人やその保護者の実体験に基づく意見などが取り上げられていると考えております。

○2番（竹内善浩君） もう1つ、ちょっと質問したいことがあります。実際別府市は、今後解決策を具体化する、アンケート調査等の結果を施策に反映させるということについてどのようにお考えでしょうか。お答えください。

○障害福祉課参事（加藤満江君） お答えいたします。

現在、各論点について具体的施策を検討している段階でございます。議員の言われるとおり、実際に親亡き後等の問題に直面しているひとり暮らしの方々や、また、それを乗り越えて実際に生活している方々の乗り越えた状況などについて調査し、その結果を施策に反映させていくことは、より実効性があるものというふうに考えておりますので、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） できれば福祉保健部長にも御回答いただきたいところがありますが、実際今4つの質問を重ねてきました、障がい者の問題ということで。それぞれの御回答では前向きに対応されるということですが、実際に具体的に今これをしていきますというものがなかなか聞こえない。あるいは、形が出るまでもう少し待ってくれ、そういうものを今耳にしたように回答としていただいたように思います。本当に別府市はそれでいいのでしょうか。また、障がい者のくくりを外して「ある方もない方も」と考えた場合に、少数の方かもしれませんが、これが市民全体の同じ問題にやはりかかっているように思います。

その点でお聞きしたいところが、障がい者施策として今お聞きしていますが、特にこれから別府市が気をつけていく、あるいは今の回答の中でこの部分は強調していきたいところがあればお答えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） 今までの御質問に対する総括的な答弁を求められているものと思っておりますけれども、まず親亡き後の問題、これにつきましては、私も

ついでこの間のフォーラムにパネラーとして参加させていただいたり、いろいろしております。

前回の議会でも多分御質問をいただいて答弁をしたと思いますけれども、まず1つには、障がい者と健常者、こちらの理解も大切ですし、障がい者の中でも、先ほど言われた精神障害の部分、要は障害の種類によって差別があるのか、当然ないことでありますので、障がい者間でもお互いの障害をそれぞれ理解していただくような取り組み、こちらのほうも啓発を進めていきたいと考えております。

また、最終的には障がい者、なかなか障がい者対策について進んでいるところが見えないということでもありますけれども、なかなか市単独ではできないこともありまして、民間ベースでは市といろいろ協議を重ねているのですけれども、例えば訓練の場、「訓練」というとちょっと語弊があるかもしれませんが、ひとり暮らしに子どもがなったときに、ひとりで暮らしていけるのだろうかという親の心配、これをなくすために、例えばショートステイでどのような状況になるか、まず安心をしていただく。1つには、親亡き後の問題で今既に直面して対応する部分もありますし、今後、将来に向けての親の不安、これを取り除くということもありますので、その両面で、なかなか具体化というのがありますけれども、実際、先ほど言ったように民間ベースでは例えば同居して一緒に暮らせるような、シェアして暮らせるようなハウスの建設もどんどん進んでいるようにありますので、そちらのほうも行政として支援できるところはしていきたい、そういうふうを考えております。

- 2番（竹内善浩君） 実際に今回強い要望としては出していますが、また議会、今後の議会で質問の中に入れて、しっかりとその方向性を聞いていきたいと思いますが、この障がい者福祉に関する部分は、先ほど言いましたように、国の施策よりも地方自治体のほうが先行する、そのような形が一番市民にとってはいいことだと私は考えています。ぜひとも今後そういう視点でまた質問をさせていただきたいと思いますが、しっかりとお答えをいただけますよう、具体的なものをお持ちになっていただけるよう希望します。

第1番、障がい者の問題については、この程度とし、次の2番、地域支援についての御質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最初の通告のとおり地域支援1番、また3番のマイノリティー配慮のダブルケア、続けて同じ課ですので、御回答いただきたいと思います。

実際去年の震災、またこの間の火災、お亡くなりになったということで、とても考えるところもあるのですけれども、被害者の説明会の中で気づいたことがあります。市民の方、高齢者や障がい者、あるいは難病の方たち、そういう方たちで日ごろから定期的に医療の必要な方、薬とか処置が必要な方、これは訪問看護していても、かなり多いと考えます。このようなことを考えたときにこの質問が実は出てきたのですが、そのような医療が定期的に必要な方でも、安心・安全にこの別府で生活できているのか、ちょっと不安になってきました。そこで、この質問を通してちょっと確かめていきたいと思います。

まず緊急医療情報キット、このキットを以前福祉施設で働いていたときに、ケアマネの方から、こういうのがあるのだよということで教えていただいたこともあるのですが、実際いつごろ始まったのか、また、当初と現在で利用者はどのような人数になっているのかお教えてください。

- 高齢者福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

本事業については、在宅の高齢者の方々が、緊急時に適切な医療を受けられるための助けとなるように、緊急連絡先や必要な医療情報等を保管する緊急医療キットを配布しているものであり、設置の目印として、玄関の内側にシール、冷蔵庫にマグネットを張っております。配布については、平成23年12月から開始いたしております。

利用者数でございますが、事業開始当初は8,677人で、現在は1万4,763人となっております。

○2番（竹内善浩君）平成23年12月からと。最初は8,677人ですね、それが今、実際に1万4,763人、1万5,000人ほどというふうに捉えますが、この1万5,000人近くの方、実際はどのような方が対象となっているのでしょうか。お答えください。

○高齢者福祉課長（福澤謙一君）お答えいたします。

この事業の対象者についてでございますが、年齢が65歳以上でひとり暮らしの方や、65歳以上の方のみで構成される世帯に属する方で、市内に住所を有し、自宅で生活していることとなっております。

○2番（竹内善浩君）実際に救急隊の方、年間出動はかなり多いのですが、そのうちおよそ100件、毎年100件ぐらいいはこのキットを手にして、その情報を参考にしているということを知りました。

また、今、民生委員さんがかかわってこれを配布しているというふうには聞き取りの中で伺ったのですが、実際対象者の方とはもとより、市民の方は知っているのでしょうか。そういう市民の皆さんに対しても御家族がいらっしゃるの、市民の方に対しても周知、それを含めてこのキットはどのように考えているのでしょうか。お答えください。

○高齢者福祉課長（福澤謙一君）お答えいたします。

1分1秒単位の差を争う緊急医療の現場では、病状が正確に伝わらないことは、大きな弊害となるものでございます。一刻を争う事態に持病や服用薬などの重要な情報を正確に伝えることができる緊急医療情報キットは、大いに役立つものと考えております。このようなことから、市民への周知は大変重要であり、この事業について市報等の掲載により市民への周知を図っていきたくと考えております。

○2番（竹内善浩君）実際、ここに現物がないのですが、そうですね、ペット瓶500ミリリットル程度の、そこまでは太くないのですけれども、細い筒で、ふたがネジ式になっている。その中には情報用紙が入っていて、お名前、かかりつけのお医者さん、それと時には病気、あるいはいつも飲んでる薬、そのような情報が入っています。

別府市の近隣、杵築、日出、大分などでも当然このキット、あるというふうに聞いております、キット事業ですね、キットとしてのこういう活動があるという。実際にこの間の大震災などの災害、また近隣都市とのコンパクトシティを考えたときの連携、そうした場合に、やはりここでも別府市がこういういいもの、1万5,000人近くが使われているいいものをリードしてどんどん活用していく形がいいのではないかと考えますが、その点についてはどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（福澤謙一君）お答えいたします。

近所づき合いが希薄となり、高齢者のみならず、健康に何かしら不安を抱えているひとり暮らしの方が増加していく中で、緊急医療情報キットを配布する事業は、これからの救急医療にとって大変重要なものとなると考えております。事業の拡大については、健康づくり推進課や関係各課と十分な連携を考えていきたくと思っております。

○2番（竹内善浩君）まだ先のわからないものです。実際にまず周知徹底して別府市にそういうものがある、高齢者にそういうものが使われている——ひとり暮らしですね——十分とそこの部分の周知から始めるのがよいかと思います。

また、実際に日中にひとり暮らしになる仮のひとり暮らし。例えば息子さんが夜働く、お嫁さんが昼働く、実際には同居しているが、ひとり暮らしの方がいます、実際がですね。そういう方に対しては、これが対象になっていないのかなというふうに、今わかりましたので、そこの部分を含めて、実際の生活に合ったような形で拡大していただくのが一番適切かと思っております。この御回答は、ちょっと今いただかない。そのかわり、また次の議会等

でしっかりと質問していきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

次の事項、最初に言いました3の(4)ダブルケアについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

そういう状況の中で、実際に高齢者の介護等をしている方が育児が必要になる、あるいは御家族の中に精神的な方がいて、義理のお父さんのお世話以外にも2つ3つとしなければいけないという状況、ダブルケアと認知しております。

このダブルケアの相談、実際に別府市では相談として上がってきているのでしょうか。いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

現状におきましては、そのような相談は上がってきておりません。

○2番(竹内善浩君) これからの問題とは思いますが、実際はケアが負担になって介護離職、あるいは介護放棄などの形も出てくるかと思えます。また、実際に我慢している方、先ほど言いましたように、言えない、相談ができるような環境ではないという方もいらっしゃると思えます。その方の後を押すためにも、やはりいろいろな方が接して、そういう家庭をまずしっかりと把握しながらフォローしていくような形が必要だと思います。

実際高齢者のいる家庭でこのようなダブルケアの状態に陥った場合、別府市ではどのような対策を今考えているのでしょうか。

○高齢者福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

高齢者のいる御家庭でダブルケアの状態となった場合は、まずは地域包括支援センターに支援困難事例として相談が上がります。地域包括支援センターは、相談を受け、解決の道を探りますが、センターだけでは解決できるものではないため、別府市にも相談があると思えます。その場合は、高齢者福祉課を初め庁内の関係各課、あるいは外部の関係団体と連携し、対応していきたいと考えております。

○2番(竹内善浩君) まだ問題化されていませんが、別府市でもしっかりと、それこそ先取りをしてその対処が必要な状況にあります。実際にそういう御相談の件数が上がってしまってからでは、数が多くなってからでは対応できないと思えますので、しっかりとお願いしたいと思います。

次は、子ども食堂の御質問ですが、少し順番を変えさせていただいてよろしいでしょうか。時間もちょっと残り少なくなりましたので、その次に予定しています在宅医療とみとりを質問対象にしたいと思います。担当課の方、お願いいたします。済みません、どうも。

質問に入らせていただきます。地域支援と言う中での在宅医療とみとり、医療と介護、その連携についての御質問ということになります。実際に難病や高齢者の方のみとりがしっかりできる、そういうまちは、高齢者や障がい者の方がしっかりと生きている、そういうあかしになると思えますし、また福祉的にも選べる選択ができるという人権、家で亡くなりたくないのか、病院で亡くなりたくないのか、人にみとられたいのか、みとられたくないのか、そういう選択ができること自体もその人の人格・人権をしっかりと擁護しているというふうにかえします。

唐突ですけれども、別府市、在宅医療におけるみとりについてどのようにお考えでしょうか。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

現状では、みとりにつきましては、具体的な取り組みはございませんが、地域包括ケアシステム構築のための第一歩といたしまして、在宅医療と介護の連携を進めるために、東部圏域版入退院時情報共有ルールが運用されております。退院後も必要時には適切に医療につなぐことができるなど、切れ目のない支援が提供できることを目指しております。

また、自宅で最期を迎えたいと望む人の希望に沿えるためには、24時間365日の対応

ができる主治医や看護師といった専門職の確保や市民への在宅医療についての普及啓発などの課題がございます。このような課題の解決につきましては、東部保健所圏域でも検討が必要でありますので、このような課題の解決など、在宅医療の充実に取り組み、そこからみとりにについても具体的に考えていきたいと思っております。

- 2番（竹内善浩君） 実際、ちょっとこう、いきなりみとりなんて、唐突な質問をしてしまったことを、まずお許してください。

実際病気になって、家でも処置が必要だとすれば、やっぱり在宅医療が果たす役割は大きなものだと考えます。大分県の後期高齢者医療連合の議会でも質問をさせていただいたのですけれども、昨年度から医療費適正化という事業が始まっていますが、この中で訪問看護のレセプト、要するに利用件数がふえています。別府市としては、訪問看護との連携、どのようにお考えでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

訪問看護との連携につきましては、現在は乳幼児や難病など障害のある方などへの支援について、かかりつけ医との連携や家族支援調整等を協力して行っております。また、在宅療養を支えるには、かかりつけ医と訪問看護の連携体制、訪問看護や介護スタッフとの顔の見える連携体制などの整備を進めていく必要があります。まずは別府市の現状を正しく捉えるために、訪問看護事業所との連携を深めていきたいと考えております。

- 2番（竹内善浩君） 実際にどのような形で、事業所との連携を深めていくようなお考えがあるのでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

別府市内の訪問看護ステーション管理者で構成されております会議が、毎月医師会館で開催されておりますので、そちらの会議への出席等を考えております。

- 2番（竹内善浩君） ぜひとも、その訪問看護ステーションの連絡・協議等、実際に顔を出されているいろいろな意見交換ができることを望みます。

質問を続けますが、もう少しだけお話を進めさせていただきます。

在宅医療を考えたときに地域包括支援センター、ここの連携も必要になってくると思うのですが、その点についてお考え、この点についてお答えください。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

在宅医療・介護連携推進事業を主管する高齢者福祉課において開催されております地域ケア会議、こちらには健康づくりや病気の予防など、保健医療の視点で保健師が参加をし、ケースの支援や課題の抽出について検討しております。また、地域包括支援センターは、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支える地域の相談窓口の役割を担っております。

健康づくり推進課では、保健師が担当する地域の地域ケア会議、圏域会議にも参加をし、ケースの状況に応じて地域包括支援センター職員とともに相談者のお宅へ訪問をし、健康状態の確認や必要な保健指導等を行っております。

- 2番（竹内善浩君） やはり根底には地域の力、地域力、これが必要なと。医療の訪問看護ステーション、また地域包括支援センター、これがハブ、中心になるのではと考えています。

先ほどちょっとお見せしましたが、福岡県那珂川町の研修、実はウィメンズヘルスという研修に参加しました。東京で実践されている理学療法士と助産師の方が講師だったのですけれども、これ、訪問看護ステーションで働いていたころに感じていたみとり、先ほどのみとりと同じようなものを感じました。みとりのケアも産前産後のケアも、実際に準備の期間から心身のケアに努め、本人だけでなく、また家族や友だちとのかかわりをつくっていく。これ、先ほどの日常生活用品の給付と同じで、最初の段階からかかわれること、

それで御本人と周りの人々のかかわり、また皆さんの背中を少し押ししていただける、一歩前に入る勇気が出るよう、そういうふうを考えています。みとりについて考えること、これは実際家族や地域力を確かめることにつながっていくと考えています。

そこで質問ですが、これからの地域と在宅医療、当課ではどのようにお考えでしょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

在宅医療と介護の連携につきましては、高齢者福祉課が主管しておりますが、市役所内では高齢者福祉課、保険年金課、健康づくり推進課、必要に応じて県や保健所の参加を得ながら在宅医療・介護連携推進委員会を、また、医師会を初め専門職から成る地域ケア連携システム会議などを開催し、情報交換や共有等を行っております。

今後もこのような場を継続し、より深い庁内の連携を図ることが重要であると思っております。住みなれた環境でできるだけ長く過ごせるよう、また、望む人は自宅でのみとりも選択肢となるよう、一層の連携と必要な取り組み、そして、できる限り要介護状態とならないための予防の取り組み等を進めていきたいと思っております。

○2番（竹内善浩君） これもみとりを考えること、このこと自体が地域活動を考える1つの指標、目安になると考えます。要するにチェック項目ですね。安心・安全なまちになる。このことは、別府が生き生きと、わくわくとしてくる、市民の方がそういうふうになると信じています。

実際にきょうの質問、障がい者あるいは地域支援ということですが、要は共通してお願いしているのは、先読みをして市政のほうが後押しができる体制をつくってほしいということ。

そこで、最後ちょっとお時間、時間が少なくなったのですが、申しわけないですけども、担当の健康づくり推進課の甲斐課長、今までをちょっと振り返って、健康づくり推進課課長として専門家の多く、また母子から老人まで多くの市民に直接かかわってこられたと思いますが、そのことで何か一言あれば、振り返ってお願いしたいと思えます。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

検診や訪問指導事業など、さまざまな業務に従事いたしまして、いろいろな状況の方にお会いすることができました。支援の内容は、就職したころから比べますと、随分複雑で多岐な状況になっておりますけれども、やはり多くの職種の方と連携がとれたということは、大変心強く、大きな力となりました。やはり、人とのつながりというのは大切だということを感じております。

○2番（竹内善浩君） ありがとうございます。

それでは福祉保健部、大野部長に、実際に福祉保健部では健康づくり推進課以外にも多くの課をお持ちだと思います。地域をつくるという視点から在宅医療や介護、健康づくり、これをどのように進めていくのか、部としての姿勢をお答えいただければお願いします。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） お答えいたします。

福祉保健部全体としましては、今後4月に控えております機構改革、この中で新たな課もできます。その中で福祉保健部全体として取り組む重要な案件、これも新年度から取り組むことになっておりますので、まず全力を挙げて取り組みたいと。

それから、竹内議員が終始一貫言われておりますマイノリティー、いわゆる少数派の方々の意見にも耳を傾けて、行政でできること、できないこともあろうかと思っておりますけれども、まず相談に乗るといふ、そういった体制を整えていきたいと思っております。

それから、言われた各横の連携なのですが、これは当然人事交流というのが福祉保健部内でもあります。保健師さんも、先ほど言われた高齢者福祉課に所属することもありますし、そういったことでお互いの事業は理解できていると思っておりますので、より一層行政内部でも介護と医療の連携と申しますか、保健の連携を図っていきますし、別府市でも

そこが医師会を中心に従前よりも介護現場と医療現場の顔合わせ、顔の見える関係ができておりますので、そういったものも含めて、さらに福祉行政の邁進に努めてまいりたいと思います。

- 2番（竹内善浩君） 時間もそろそろですので、質問としては、項目としてはこの程度にさせていただきたいと思います。

実際、きょう、質問の中にも用意していましたが、ALL Yとって、マイノリティーの方を応援しようという、これも先取りですから、実はここ、テレビをごらんの方はわかりますかね、七色、レインボーといいますか、6色ですか、6色でいろんな考えの方も一緒にしようという、このALL Yというのは、別に人権の関係もありますので、LGBTだけではありませんが、ここに書いてあるのは、伊賀市と書いています。行政が先立ってそういうふうな運動・行動にかかわっているところも出ています。

先ほどから言いますように、実際に行政として先取りをしてやっていく。別府市も旅館組合さんが実際にタオルをつくっていたりもします。そういう意味では別府市、先取りということでぜひとも頑張りたいと思います。

市長、お時間、ちょっとですが、もしよければ一言だけでもその考えをお願いいたします。

- 市長（長野恭紘君） さまざまな御提言をいただきました。竹内議員のお気持ちもしっかり大事にしながら、今後の福祉政策に努めてまいりたいというふうに思います。

- 18番（松川峰生君） それでは、午前の最後ということで質問をさせていただきます。

まずは、昨年熊本地震、もう1年があつという間に来てまいりました。それぞれ熊本においても復興に向けて取り組んでおられます。また、別府市も観測史上最大な地震が起き、市長を中心に行政の皆さん、また議員の皆さんも含めて、別府市全体で取り組んで、いち早くいろんな対応をしていただきました。その中でも40カ所の避難場所、そして約1万2,000人の多くの皆さんが避難されて、その中で緊急な対応をしていただいたということで、安心・安全、今後のまたいろんな参考になるのではないかな、そのように感じているところでありますけれども、今回は、災害時に避難所への支援が必要となります。

そこで、道路が、熊本の場合、特に益城町では支援物資を運ぶために道路が寸断されてなかなか行けなかったというふうなことも新聞報道、あるいはテレビ等で見させていただきました。この道路寸断、あるいは都市ガスや電気が停止した場合、インフラが整うまでなかなか支援物資を積んだ車が避難所に行けないということがあります。

そこで、避難所においては、その間どのようなことで対応するのか。少なくとも最低限度の生活に支障が出ないようにするための緊急対応のエネルギーとして、避難所にLPガスを使ったバルクシステムが大変効果を発揮するのではないかなと思っていますけれども、まず、このバルクシステムとはどのようなものかお答えください。

- 危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

災害対応型LPガスバルクシステムとは、LPガスのバルク貯槽とガスメーター、ガスホースなどの供給設備、煮炊き釜、コンロ、暖房機器、発電機などの消費設備をセットしたもので、地震や津波などの大規模災害により電気や都市ガス等のライフラインが寸断された状況においても、LPガスによるエネルギー供給を安全かつ迅速に行うことを目的とするシステムであります。平常時においても、バルク貯槽をLPガス供給設備に接続して使用でき、またガスヒートポンプ、GHPを設置することにより冷暖房などの空調システムを利用できるものであります。

- 18番（松川峰生君） 今答弁にありましたように、このバルクシステムの活用は、備蓄LPガスを用いて被災初期に避難所などで暖房、炊き出し用熱源として利用ができるということでもあります。被災者の生活維持に有効に、さらにこのバルクシステムでエアコンあるいは蛍光灯、液晶テレビ、パソコン、携帯の充電器にも使用が可能となっております。ま

た、ガスヒートポンプ、GHPで停電時に空調、発電も可能で、多くの用途に対応できるということになっております。

そこで、災害時に外部から支援を受けるまでの48時間が大変重要だとお聞きいたしております。少なくとも48時間飲み食いできなければ大変困窮を増す。中には小さなお子さんもおるし、高齢者もおります。そういう中でこのバルクシステムがあれば、先ほど課長から答弁をいただいたように、あらゆる用途に使えるというようでありますけれども、まず、この有効性について伺いたいと思います。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

災害対応型LPガスバルクシステムの使用可能量については、先ほど議員さんから御紹介がありましたけれども、1トンバルクを例にしますと、1日当たり標準的な使用時間から見ると、ガスコンロ2台、ガス炊飯器2台、ガストーブ5台、ガス発電機、ガス給湯器の給湯、お風呂、それぞれ1台が約10日間使用できると試算されております。電気、都市ガス等のライフラインが寸断された場合、災害時の学校施設などの避難所における避難者の生活を支援することができるため、災害対応エネルギーとしては有効なものと考えております。

○18番（松川峰生君） 今、課長のほうから1トンの例を挙げていただきましたけれども、種類においては300キロ、500キロ、1トンというのをお聞きいたしております。一例といたしまして、現在、実際どのようなところに活用されているのかといいますと、今回、新しく大分市で中高一貫の碩田小中学校というのが新設されます。そこでもこのバルクシステムが設置されるとテレビで報道されていまして、それを見る機会がありました。やはり大分市も、新規の学校にはこのような対応をしているのかなというふうに思ったところであります。

例えば高知県の香南市、こうなん学校給食センターというところがございます。そこでは東日本大震災を教訓に防災の観点から、平時から各種調理機器や自動炊飯システム、洗浄用の蒸気ボイラーにLPガスを使用している。マイクロコージェネレーションによる停電時も自動炊飯システムが稼働できる。同給食センターは県内最大規模で、小中学校などに約3,000食を配食できるというふうに、このシステムを採用いたしています。

もう1点紹介させていただきますけれども、埼玉県の草加、深谷、富士見、各市小中学校では、このLPガス、GHPを採用した、当初都市ガスエリア以外の学校には電気式エアコンを採用する計画でありましたけれども、このLPガスを、ユニットを採用したというふうに紹介されています。

そこで、この避難所の多くが普通は体育館あるいは小学校、中学校に設置されます。別府の場合は、小学校は単独調理場、中学校は共同調理場ですけれども、今回、この震災で大きな被害を受けたというふうに、教育委員会のほうも先般、ある議員の答弁で建てかえについてという議論がなされましたけれども、今後、この緊急システムが可能になるかどうか、導入を検討してみたらどうかというふうに思いますけれども、担当課はどのようにお考えですか。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

大規模災害時のライフラインが寸断された際、避難者等の生活を支援するための代替エネルギーの確保は重要と考えております。現在、代替エネルギーの確保はできておりませんが、機器購入費や設置工事費について、要件を満たせばこのバルクシステムについては補助金も活用できるようであり、施設の新設や大規模改修時においてLPガスバルクシステムの設置を含む代替エネルギーの確保について関係部署と協議してまいりたいと考えております。

○18番（松川峰生君） 先ほど申し上げましたけれども、何かあったとき、全てに設置がな

かなか厳しいかなと思いますけれども、こういう状況の中、南海トラフという話も聞いております。ぜひそういうところも検討していただきたいな、そう考えております。

今回、4月16日に午前9時から11時半まで、大分県LPガス協会東部地区合同防災訓練が、境川地区自治会と東部地区LPガス協議会で、被害時の避難所へのLPガス供給訓練、避難所への炊き出し訓練、LPガスによる発電訓練などが実施されると聞いております。行政のほうにも恐らく案内が来るのではないかなと思っております。また、災害時対応設備器具の災害バルク貯槽、LPガス発電機、LPガス防災釜、災害時ガス給湯システムなども展示されると聞いていますので、ぜひ危機管理課ももし課長、これは日曜日だと思うので、お時間があれば、私もぜひこの目で拝見したいなと思っております。

今後、先ほど申しあげましたけれども、全ての避難所に設置することは、莫大な財政負担となりますので、例えば今回新しく中学、小学校もできるようであります。その一部に検討していただくか、あるいは今後避難所の大きいところなどもぜひこのバルクシステムを行政の中で検討していただくように、そのように感じておりますので、よろしく願います。

それでは、次に移ります。次はジェネリック医薬品の促進についてであります。

今、国や都道府県は、医療費の効率化を通じて、限られた医療費の有効活用を図っています。この国民医療を守るためのジェネリック医薬品の使用促進を進めています。このジェネリック医薬品の使用促進のためのロードマップを、国は平成25年4月に策定し、取り組みを今進めています。平成27年6月の閣議決定におきまして、ジェネリック医薬品の数量シェアを目標として、2017年度には70%以上、2018年から2020年度までの間のなるべく早い時期に80%以上と決めています。

ちなみに近年、国全体を見てみますと、平成23年9月末で約40%、25年で47%、28年で56%と、確実にこのジェネリック医薬品の使用量が高くなっております。

今回、別府市のジェネリック医薬品の使用量状況と金額は、どのようになっていますか。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

切りかえ可能な医薬品のうち、後発医薬品の占める割合を、平成24年度から平成27年度までの実績でお答えします。平成24年度は42.4%、平成25年度は、前年より1.4%増の43.8%、平成26年度は、5.1%増の48.9%、平成27年度は、3.9%増の52.8%となっており、年々増加傾向となっております。

また、削減効果額を平成26年度と平成27年度でお答えします。平成26年度は約1億9,000万円、平成27年度は2億1,000万円を見積もっております。

○18番（松川峰生君） 今、平成26年度と27年度をお答えいただきました。26年度で1億9,000万円、27年度で2億1,000万円。膨大な削減であります。このジェネリックの効果が出ているというふうに私は推測いたしておりますけれども、この医療費の削減効果促進に今後も担当課は努めていただきたいなと思っております。

そこで、全国47都道府県の平成28年度のジェネリック医薬品の使用割合を見てみますと、全国平均が63.1%であります。大分県は62.2%で、47都道府県のうちの第33位であります。ちなみに第1位はすごく、沖縄県が75.2%、鹿児島県が2位で72%、3位は岩手県の69.1%であります。ちなみに九州各県の状況を見てみますと、宮崎が全国で5位、68%、熊本が13位で65.5%、佐賀が19位で64.6%、福岡が26位で63.9%、長崎が27位で63.8%。これを見ても大分県が最下位ということがわかります。

県下の平成28年度の1人当たりの調剤医療費の状況は、全国平均で6万1,516円ですけれども、大分県は6万9,687円の第8位、つまりジェネリック医薬品の使用高は全国で38位だけれども、医療費、調剤医療費は上から8番目、高い位置にあります。これはやはり、全ては私もわかりません、素人ですから。だけれども、このジェネリック医薬品のことを

考えてみますと、やっぱりジェネリック医薬品の使用量の高いところは医療費も下がっているのではないかなというふうなことが出ているのではないかと思います。逆に一番高い県、やはり寒い県ですね、秋田県、約8万6,000円、青森県約7万6,000円、佐賀県、少し高いですね、7万3,000円。

これを県下各市町における平成28年度のこの割合を見てみますと、10市が、大分県平均使用割合66.2%を上回っています。6市が下回っています。県内で最も使用量が高いのは、竹田市がすごくて約77.8%です。別府は、14市2町で14位の60.1%ですから、先ほど課長が、毎年確実に使用量が上がっていますけれども、まだまだ県下には行っておりません。市として、この状況をどのように思っているのか。この辺について、課長、御答弁ください。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同一の有効成分を含み、同等の効果が得られる医薬品を言います。しかし、品質の面で不安が残るとの考え方がまだまだ根強く残っていることが、使用率を低迷させる要因と考えております。

平成28年度12月までの使用率は58.7%と、前年度平均より5.9%上昇していますが、県内での順位は上がっていない現状であります。使用率を上げるためには、市民の認識の向上と医療従事者の協力が不可欠と、そう考えております。

○18番（松川峰生君） 別府市も、今、課長から答弁がありましたように、努力をして5.9%。先般——私的になりますけれども——私の個人的に親しいドクターと話す機会がございました。先生は、私と年が一緒なのですけれども、このジェネリックについて、今回一般質問をしますので、御意見があれば御指導いただきたいということで、お話の中で、確かに今、課長がおっしゃいましたように品質の問題等は昔言われました。それはどうしてかといいますと、私も大学を出て4年間、医薬関係の間屋におりまして、開業医や病院にも行ったことがありますけれども、当時は、今答弁をいただいたように、いささか品質にそういうことを言われる方もお医者さんの中にはおられました。そういう状況はなかなか難しいのですけれども、先生にお聞きしますと、患者さんに積極的に私自身は取り組んでいます。患者さんも全てではないけれども、ほとんどの患者さんは受け入れていただいております。ということは、先ほど課長の答弁の中で医療従事者の協力が不可欠であります。ぜひ、そういうところもしっかりと医療関係者とタッグを組んで進めていただきたいなと思っております。

このジェネリック医薬品の使用について、今後とも指導・助言をお医者様や薬剤師の先生方に協力していただくことはもちろんでありますけれども、逆に行政ができる市民へのジェネリック医薬品の啓発を促進するための対応については、どのように考えておりますか。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

ジェネリック医薬品の促進については、市報特集号や小冊子でお知らせしています。また、年3回、医療機関受診者に対してジェネリック医薬品利用差額通知を発送し、ジェネリック医薬品への切りかえを呼びかけているところであります。

○18番（松川峰生君） このジェネリック医薬品、使用促進の取り組みとしまして、今国が、厚生労働省が実施している取り組みは、ジェネリック医薬品のつながる先ということで、まず1番に安心・信頼のジェネリック医薬品は、国の厳しい検査をクリアしています。ジェネリック医薬品の使用は、薬にかかる個人負担が軽減します。この点についても先生からお聞きしましたら、確かに患者さんに窓口でお金をいただくときに高額になると大変苦しい点があります。この医薬品を、ジェネリックを使いますと、大分負担も軽減するというお話がありました。双方いい形でなればいいなと思っております。

次に、このジェネリックの未来についてということで、ジェネリック医薬品の使用で医療費を有効活用、日本のすぐれた医療保険制度を次の世代に引き継ぐ。欧米では、普及しているジェネリック医薬品、特に日本に比べ新薬からジェネリック医薬品の変更が進み、ジェネリック医薬品が広く普及しています。このようにジェネリック医薬品の普及拡大の啓発について、今後どのようにしてこの使用量を伸ばしていくのか伺いたいと思います。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

ジェネリック医薬品は、医療費の伸びの抑制に直結する数少ない有効的な手段と考えております。被保険者に対しジェネリック医薬品についての理解を促すとともに、医療関係機関にも働きかけ、ジェネリック医薬品の使用率向上に努めてまいりたい、そう考えております。

○18番（松川峰生君） ぜひ、将来別府も厳しい財政状況に直面してまいります。特にこの医療費の、別府の民生費の中でも占める割合がどんどん高くなっています。将来、私も含め団塊世代、昭和22年、23年、24年に生まれた方々は、今は健康であるかもわかりませんが、将来そういう病気にかかることになりましたら、かかる人の人数が違ってきますので、ぜひそういうことも踏まえてしっかりと医療関係者とタッグを組んで、この抑制について、またジェネリック医薬品についての促進を促すことをお願いして、次に移りたいと思います。

次は、健康のまちづくりについて。健康と医療費の抑制効果についてであります。

もう今や日本は長寿大国、世界でもトップクラスになっています。女性の平均寿命は86歳、男性は80歳。ところが、問題はこの健康寿命であります。女性は74歳、男性は81歳。これは平均ですから、問題は、例えば女性を例に挙げますと、86歳、74歳、この12年間をどのように健康を維持するのかというのが問題ではなかろうかな。この辺のところに医療費がかかってくるのではないかなと思います。いかに健康寿命を延ばすか。人生を全うするまで健康であることが一番幸せであります。でも、現実はなかなか厳しいものがあります。しかし、この健康寿命を延ばす取り組みを実践している自治体がどんどんふえています。

現在、別府市ではどのような取り組みを実践しているのか、お伺いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

健康づくりに関する事業を庁内で横断的かつ効率的に行うために、関係課で構成する健康寿命の延伸対策庁内会議で取り組みを進めております。平成27年度に保険年金課が策定いたしました別府市データヘルス計画にそって、今年度は減塩の普及啓発や運動習慣の定着など、目標達成に向けて事業を進めております。

○18番（松川峰生君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。新潟県見附市でのこの取り組みが先進ということは、課長と話の中でもう御存じだと思いますけれども、この見附市では、「健幸のまちづくり」と題しての取り組みを今行っています。大変たくさん視察も来ているというふうにお聞きいたしております。ここのテーマは、「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」というふうなことで、演目で。

ここでやっているのが、健康教室で医療費の抑制を図るということが、今実証されています。例えば平成18年度で、見附市で運動教室に参加した方、1年間の医療費が、平均ですけれども、約27万円、運動教室に参加していない方が約37万4,000円。つまりこの差額約10万4,000円あります。運動教室に、平成20年のときに同じく行っている人と行っていない人の差額がやはり10万3,000円、大きくその差があります。全部の人が運動しているわけではないので、運動している人、特定の人数を絞ってのデータだろうと思いますが、運動効果ははっきり出ています。このような取り組みを行っていますが、別府市での取り組みはどのようなものが今ありますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

運動習慣の定着といたしまして、知識・経験豊富な別府湾ウォーキング協会と協働事業によりウォーキングを推奨しております。ウォーキングをきっかけに健康づくりに関心を持っていただきたいと思います。

また、来年度は、別府大学と連携をした運動・栄養教室やウォーキングを推進するため活動量計を活用し、健康状態の見える化を検討しております。

また、地域内の医師等による講話をもとに健康教室を実施し、病気に対する正しい知識の向上を図ります。

これらの取り組みを分析しながら、効果的な健康づくりの取り組みを市全体に広げていきたいと考えております。

また、昨年大分県が実施をいたしました県民健康意識向上調査によりますと、定期的な運動をしている人の割合が、別府市では36.3%でした。これは、県平均36.1%をわずかですが上回る結果であります。運動による健康づくり意識をさらに広げていきたいというふうに思っております。

○18番（松川峰生君） 県下平均よりも少し別府が高いかなと思っております。課長を含めて皆さんの御努力もあったのではないかなと思います。

問題は、例えば別府市は坂道なので、歩く状況がなかなかお年をとってしまうと難しいのです。そこに行くのにも車を使っている。例えば朝、この役所に来るときにも、高校生、少し早く来ると高校生、ある学校の前を通りますと、保護者の方が車で送っている姿を、雨のときは別にして、姿をよく見ます。自転車も横に走るといいのですけれども、なかなか下から上というふうなことも考えますと、まち全体のつくりもあるかなというふうに思います。歩くことはいいことなのですけれども、なかなか年をとると歩くこともままならないという方もおられると思います。

今、全国的に大変有名なのが、高知市が推奨しています「いきいき百歳体操」の取り組みです。これは平成20年5月末で、全国の五十数市町村1,500カ所以上で開催をされています。中身については、先般課長のほうにも資料をお渡しいたしておりますので、また見ていただければと思います。

なぜ広がったのかと思うところなのですけれども、よく見てみますと、効果が実感できる体操の開発、体操効果がわかりやすいということになるだろうと思います。そのためには、市民の啓発に、伝える、見やすい資料の作成、住民主体をモットーに、行政からお願いはしない。例えば3つあるそうです。会場は自分で探す、3カ月以上続ける、それも複数で行うこと。であれば後方支援を行いますよ、器具の貸し出しもありますよというふうなものでございます。運営は全て住民で行う、最初からしっかりと行政が相談があれば説明をするというふうなことになっております。しっかりとまた見ていただければと思います。

そこで気になるのが、別府市の平成24、25、26年度の、担当課は違いますけれども、介護認定率はどのくらいなのか教えてください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

高齢者福祉課によりますと、別府市の介護認定率は、平成24年度末18.6%、25年度末18.3%、26年度末18.0%であり、減少傾向であります。

○18番（松川峰生君） 頑張っている見附市も、平成24年からしますと、見附市は15.2%、次が、25年が16.5%、次が、26年が17.12%ですから、そんなに大きな開きはないと思うのですけれども、たくさん的人数になりますと、0.1ポイントが相当なまた率になってくるのではないかなと思います。しかし、問題は先ほども申し上げましたように、これから高齢化社会を迎えてきます。間違いなく介護率は上がってくると思いますので、それも

踏まえた中、長期なビジョンが必要ではないかなと思います。これを見附市と比較した場合を、どのように課長は感じていますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

別府市では、介護が必要となる主な病気は、脳卒中などの脳血管疾患や認知症、関節疾患等となっております。これらの病気は、生活習慣と大変深くかかわりがあります。壮年期あるいはそれ以前からの対策が必要であるというふうに考えます。

見附市では、健康施策としてスマートウェルネスシティの取り組みが進められておりますので、見附市など先進地の事例を研究するとともに、別府市の環境や人材など、別府の特性を生かした事業展開ができるように庁内会議などで検討を重ね、効果的な事業を実施していきたいと考えております。

○18番（松川峰生君） さらに、今答弁をいただきましたように、進めていただきたいと思っております。

歩くまちが健康につながる。問題は、先ほど少し述べましたけれども、ここで1つ例として自家用車の利用と糖尿病患者数の関係について少しお話をさせていただきます。

これは、ちょっとデータが県内ではないのですけれども、東京、大阪における自動車の利用と糖尿病患者数を見てみますと、自家用車利用の10万人に対して東京は33%、大阪は42%、愛知は74%。なぜ高いのかといいますが、トヨタの本社が愛知にあるからではないかなという私の個人的な思いでありますけれども、そこで問題は、糖尿病患者数なのですけれども、東京が約140人、大阪が約160人、愛知県が約190人。要は地域の環境やまちの仕組み、生活習慣病の発病に与えているのは、歩かないということを僕は言いたかったのです。車の利用が多い分だけやはり運動不足になります。できるだけ歩いて。一番いいのが日常生活で。昔は車がなかったから、昔は江戸時代、参勤交代で何日もかかって今の東京、江戸まで行きました。車がない世界をどのように思うかと今私に言われたら、考えられないと思っておりますけれども、やはり健康にはかえられないと思っております。

これから私自身も車は乗らない、乗り物には余り乗らないようにしたい、そう思っております。できるだけ徒歩で歩くように。詳しいことは深く考えないようにしていただきたいな、そのように思っています。（笑声）今笑った方は、私と同じ思いをいたしておりますので。健康は、人生の宝でございます。健康でなければ何もできません。この世に生を受けた以上は、人生を全うするまで健康で過ごすことが一番なので、ぜひ今後とも対策に努めていただきたい。

そこで、甲斐課長、本年3月をもって退職されるそうですが、本当ですか。（笑声）はい。あなたは、やはりこの議場に咲く一輪の花でございます。議場にさわやかな風を送っていただきまして、本当にありがとうございました。特にこういうことを言ったら失礼かわかりませんが、私の答弁には、他の議員にない何か感じるものがございます。本当にありがとうございました。

また、あなたとお会いする機会があると思いますが、ぜひ松川峰生に声をかけていただきたいということをお願いして、次の項に移りたいと思っております。（発言する者あり）いえ、このことについては、答弁は結構でございます。

次は、鬼ノ岩屋、実相寺古墳群について伺いたいと思っております。

今回、大変ありがたいことで、国の文化審議会が昨年秋に出しました答申を受けまして、別府市北石垣の国指定史跡、通称鬼ノ岩屋に平成25年3月、鷹塚古墳、太郎・次郎古墳一帯、つまり実相寺古墳群として県が指定史跡に指定されましたが、今回、実相寺古墳群が追加されました。大変素晴らしいことですが、この経緯について伺いたいと思っております。我が町内のことなので、しっかり答弁してください。

○生涯学習課長（永野康洋君） お答えをいたします。

上人小学校の校地内にあるものと、その近くにある鬼ノ岩屋古墳群、これにつきましては、古くから巨大な横穴式石室を有する古墳として知られ、既に昭和32年に国の史跡に指定されているところでございます。

一方、実相寺古墳群の太郎塚、次郎塚、鷹塚につきましては、古くから知られていましたが、鬼ノ岩屋古墳ほど高い評価は得られておりませんでした。しかし、平成20年から行われました別府大学の文化財研究所による鷹塚古墳の調査によりまして、石室の入り口から石室の最後、玄室に至るまでの通路、いわゆる羨道と言われる部分でございますけれども、その長さが最大8メートルもあるという巨大な横穴式石室であるということと、墳形が方墳であるということが判明をいたしました。この調査結果を受けまして、平成25年には太郎塚、次郎塚、鷹塚が、実相寺古墳群として大分県の史跡に指定をされております。別府市教育委員会におきましても、考古学の専門家らによりまして実相寺古墳群調査検討委員会を立ち上げまして、検討を始めたところでございます。

また、平成27年12月には文化庁の調査官も現地を視察し、実相寺古墳群は、ただ単に別府地方の古墳というだけにとどまらず、九州地方の古墳文化を知る上で非常に重要な古墳であるという見解をいただきましたので、国のほうに意見具申をいたしまして、今回国の史跡に指定されたところでございます。

- 18番（松川峰生君） この実相寺古墳、特に次郎・太郎は1回申し上げたと思うのですが、私が生まれたときからもちろんあるものでありまして、当時は、小さいころは、私以外もそういう文化財なんて子どもだから考えたことがなくて、あそこの上を飛んではねて、近所のおじさんから「罰が当たるぞ」という意味なので、お墓という意味は自分自身もわかっていたのですけれども、あのおじさんが言うのだから大したことないだろうということで、次郎・太郎さんに登って、それをまたこっちに登って、あそこで遊んだ経験があります。だんだん成長していきまして、中学ぐらいになりましたら、あの看板を読むことができました。すごいことだなと思って、中身についてはよく私はわからなかったのですけれども、これはすごいということで、今回いろんな天神古墳もありましたけれども、ただ、この実相寺古墳群と鬼ノ岩屋が1キロも離れている。常識的に別の古墳だなと思っていたのですけれども、なぜ今回これがあの地区一体となったのか教えてください。

- 生涯学習課長（永野康洋君） お答えをいたします。

鬼ノ岩屋古墳群、これにつきましては、石室の形態それから装飾文様、さらには遺体安置施設のほうに石室形というものがございます。そういったことから肥後や筑後、こういった九州地方の古墳の特徴を持っている古墳であるということが言えると思います。

対しまして、今回追加指定になりました実相寺古墳群につきましては、鷹塚古墳の墳形が方墳であるということと、近くから出土しました馬具、それから置かれております家形石棺、こういったものから畿内系の特徴を有する古墳であるということができると思います。このように6世紀末から7世紀初頭にかけて別府地方において約1キロメートルという近接した範囲で特徴の異なる古墳群が造営されていることから、地域首長の動向と大和政権の地方支配の浸透のあり方を知ることができる貴重な史跡であるということが言えると思います。

これまで、古墳は単体で指定されるということもあったわけですが、古墳時代の地方の古墳を理解する上では、群集墳として見た場合のほうがより理解することができるため、文化庁とも協議をし、今回は鬼ノ岩屋古墳の追加指定として一体での指定となったところでございます。

- 18番（松川峰生君） 1キロも離れているこの古墳群が、2つの勢力があったというお話でありますけれども、やはり昔はすごいな、この地域に2つの勢力が別府にあった。こういうのはなかなか、今回知ったことで、大変すばらしいものではないかな。これをぜひ市

民の皆さんにも。先般、課長から大きな冊子を見せていただきました。これを途中を見てみましたら、だんだん意味がわからなくなりまして、あなたから聞いたほうがいいかなというふうな気もいたしましたので、ぜひまた御説明をしていただきたいな。あのお借りした資料は、うちの町内の方にもぜひ見ていただきたいなというふうに、また見たらお返しをしたいと思えます。この2つの勢力ですけれども、今答弁の中で珍しいことというふうなことがありましたけれども、貴重な文化財だと思っております。

この追加指定された実相寺古墳の整備を、今後どのように対処していくのか。教育委員会としての基本的な考えをお聞かせください。

○生涯学習課長（永野康洋君） お答えをいたします。

これらの古墳群の近くには、平成2年に発掘調査をいたしました天神畑古墳というものがござります。また、その隣にも恐らく古墳の石室であろうというものも確認されていることから、今後も史跡の範囲は広がるものというふうに推察をされます。そういったことも考慮し、文化庁への意見具申の際には、付近一帯約3,500平方メートルの範囲を、最終的な古墳公園として整備する計画として示しているところでござります。しかし、ここには実際には民有地で家屋も建っているというような状況から、今すぐ整備されるというのではなく、今後相当の年数をかけて調査を行い、史跡の追加、公有地化、それから全体を古墳公園として整備していきたいというふうに考えております。

ただ、現在史跡指定され公有地化されています部分につきましては、市長部局とも十分に協議をしながら、全体の整備よりも前に、市民や観光客に活用していただけるような整備をしていきたいというふうに考えております。

○18番（松川峰生君） 私もあそこに、実相寺に住んでいますから、今、あの実相寺古墳一帯、もう民有地が大変多く、大変だと思えますけれども、この土地の回収に巨額な費用もかかります。もちろん時間もかかると思えます。しかし、貴重な文化財なので、年次計画を立てて公有化を進めてもらいたいと思っております。

さらに、この文化財なのですけれども、これから少しずつ発掘調査をやっていくけれども、ぜひそのときをお願いしたいのは、一回一回立て看板を立てかえるのは大変でしょうけれども、ある程度のところで皆さんが見たときに看板でもあれば、こういうものだなというものが示せるような形をぜひつくっていただきたいと思っておりますので、御検討をいただければと思っております。

最後になりますけれども、一番問題なのは、この古墳群の保存活用についてであります。今後どのように対処していくのか伺いたいと思っております。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

課長の答弁にもございましたように、この実相寺古墳群は、九州の古墳文化を知る上で非常に貴重なものということで、国の追加指定遺跡となりました。

今後につきましては、別府市民の貴重な文化財としての保存活用とともに、また観光資源としても活用できるのではないかと考えているところでござります。また、市長公約にもござります別府学におきましても、子どもたちにしっかりとこの歴史的な重み、そしてまた役割等を伝えていきたいと考えているところでござります。

また、市長部局と十分整備につきましては検討しながら、調査研究していきたいと考えているところでござります。

○18番（松川峰生君） この文化については、今度は別府学があります。特に長野市長、文化については非常に興味があるようなお話も聞いたことがありますので、ぜひ文化について、いろんな文化もありますけれども、特に古墳の文化もお願いしたいと思います。

今、教育長から答弁がありました。別府の宝、これはもう共通点であります。ぜひ別府学の中にも一回別府市内の全部の小学校、中学の子どもたちにもこの経緯のお話をしてい

ただいて、一回は見させていただきたいなと思います。将来に向けてこの文化財がさらなる別府の発展に寄与することを願ひまして、この項の質問を終わります。

次に、観光PRに御当地ソングということを今回上げさせていただきました。なかなか難しい質問でありますけれども、答えるのは簡単だと思いますので、課長、よろしく願いいたします。

実は今全国にいろんな御当地ソングがあります。別府は、今、市長の「湯～園地」構想があらゆるところで、メディアで別府が取り上げられていますけれども、歌というものが別府にはないのですね。何々音頭というのは、どこも全部あります。そうではなくて、一般的に歌われているもの。例えば北海道ですと、北島三郎さんの「函館の女」とか、それから東京ロマンチカの「小樽のひとよ」、こういうやつですね。それから東京に行きますと、「東京ナイトクラブ」、「東京だよおっかさん」。済みません、この番号から言いますと、前から2列目以外の方、もしわからなかったら、後で教えますので、聞いてください。(笑声) 特に最後列の先輩方は、霧島昇さんとかの歌もありますので、後ほど申し上げますので、聞いていただきたいと思います。

そういう歌の中で、先般1月にビーコンでNHKの歌の番組がありました。とても有名な歌手が来られましたけれども、あれだけ御当地ソングを歌う方でも、実は別府の歌がないのですね。大変その歌がなくてですね。

私が述べたいのは、九州にも実はたくさん御当地ソングってあるのですよ。あ、大阪が抜けたけれども、大阪は「ふたりの大阪」、これは私が得意な曲であります。十八番にいたしております。これを歌うときは大変調子がいいのです。本来ここでやりたいのですけれども、やはり公共の場でありますので、それは議会が終わった後一発やりたいと思います。

九州全部あるのですけれども、実は一番多いのが、やっぱり福岡県ですね、博多、福岡、長崎。北島三郎さんの「博多の女」、それから近年では、ここはみんな知っているでしょう、五木ひろしさんの「博多ア・ラ・モード」、これは私も得意といたしておりますので、何かのときに。それから「博多ブルース」、すごく、40曲ぐらいあります。次は長崎です。長崎といえばもう歌は全国で、東京にも負けないと思っていますけれども、やはり今から言う歌は、私の後ろの20番議員以上の方たちが御存じだと思います。春日八郎さんの「ロザリオの島」、それから「蝶々夫人」、これなら先輩たち、おわかりだと思います。近年、前川清さんの「長崎は今日も雨だった」、そういうふうな歌もあります。

問題は、この別府も実はあるのですよ。別府もあるのですよ。例えば「別府行進曲」という歌もあるのです。ただこれは、問題は、私が言いたいのは何かといいますと頭に、演題として「別府」がつくのだけれども、歌詞の中に「別府」が出てくるかどうかの問題なのです。例えば「別府行進曲」、霧島昇さん。私は生まれていなかったと思う。それから「別府航路」、西村妃都美さん、それから「別府湯けむり恋けむり」、三沢あけみさんとあるけれども、これはちょっと実はあるところで聞いたけれども、別府の中身が余り出てきていないのですね。

そんなときに問題は、我が九州出身の……(発言する者あり)先に言われると困りますけれども、石川さゆりさんの実は「なごり雨」という歌があるのです。これは、昭和60年にリリースをされました。石川さゆりさんの40曲目の歌です。大変いい歌で、別府の地名が出てくるのですね。(発言する者あり)議員が言う前に先に言ったら、目立たなくなります。問題は、くんだりちょっと時間の関係で削除しますけれども、「会いたいけれど傘がない」というこの後で、「別府もとまち晴のちときどきなごり雨」が出てきます。2番に「別府かなわ」が出てきます。3番に「別府きたはま」が出てきます。石川さゆりさん、とてもこの歌、上手に歌っています。私も何回か。

これを実は質問する前に、なぜこのテーマを組んだかといいますと、昨年、我が町内の老人会の忘年会で副会長さん、ことし82歳の方が、僕のところにCDと歌詞カードを持ってきて、「議員、これを覚えなさい。別府の歌、中にある歌詞の歌はないだろう」というお話をされまして、ずっと練習しました。なぜかといいますと、新年会で必ず歌ってもらうからと言われたので、一生懸命やりました。残念なことに先般、その方がちょっと急病で亡くなったので、その人から私へのもしかして遺言かなと思っております。

この「なごり雨」、石川さゆりさんもととても上手ですけれども、一回私の知っているある女性の方が、とても石川さゆりさんに負けないすばらしい歌を歌います。これはぜひ市長を含めて副市長も聞いてもらいたいな。何か機会・縁がありましたら、ぜひ議員の皆さんも僕と一緒にその歌を聞くチャンスをつくりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、これについて観光課長はどのように思いますか。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

御当地ソングは、題名や歌詞に地名や土地に関連するものを取り入れているため、テレビやラジオ、カラオケ等でその曲が流れることにより非常に話題となり、観光PRに非常に大きな効果があると考えております。

議員御指摘の石川さゆりさんの「なごり雨」については、お恥ずかしい話ですけれども、自分は、ここまではちょっと知りませんでした。石川さゆりさんは、申し上げることもなく全国的に非常に有名で、テレビやラジオ番組以外にもコンサートや舞台にも数多く出演なされておられ、「なごり雨」を歌われることによって別府が広くPRされることを期待いたしております。

○18番（松川峰生君） 先般、課長には大変御苦勞をかけましたけれども、ぜひこれを推奨して、自由に別府の中でこれを、例えば公的に使ってもいいのかということをお聞き合わせてくれとお願ひしたところ、著作権とかいろんな問題があって、皆さんが自由に歌うことはいいけれども、別府市としてこれを使うことはなかなか、そういう難しい問題があるそうです。しかし、先ほど申し上げましたように、皆さんが歌うことについては何も問題はございませんというのであれば、これから、まだ先になりますけれども、別府市全体のことしの冬、忘年会や新年会があります。議会事務局を筆頭に各忘年会、去年は「3010運動」、今回は「なごり雨運動」を起こして、ぜひこれを歌っていただきたいな、そして広く浸透させていただく。

これからこの議会が終わりましたら、人事異動の時期になります。送別会やその他もろもろ役所の中にもあるかと思っております。ぜひそういうときは、きょう、私の話は部長以下みんな聞いていると思っておりますので、必ずこういう話があったと。もし何か問題があれば、問題といいますか、わからなければ私は歌詞カードを相当刷っていますので、皆さんに差し上げますから、ぜひ言ってください。どういう歌かは、機械の中に入っています。ぜひ今後とも何か歌で別府をPRする。歌は明るくなります。人の心を豊かにします。そしてこれを引き継いでいく。この歌は、恐らく私が言うまでは、よほどの人以外は余り知らなかったと思うのです。僕自身も知らなかったのですね。しかし、こうして言った以上は、必ずこれを大いに推奨していくべきだろうと思っております。そのために担当課も、何かの折にこういう話をさせていただいて、行政もまた皆さんで歌っていただきたい。歌は、先ほど申し上げましたように、人と人との輪をつなぎます。そして、人と人との心が和みます。そういうつながりもあります。そうであれば、歌うならば「別府」の名前が出てくる、「きたはま」「かんなわ」「もとまち」。別府の中心地であります。ぜひこれを推奨していただくことをお願ひして、私のきょうの質問を終わります。

○議長（堀本博行君） 休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（森山義治君） 再開いたします。

○9 番（穴井宏二君） では、一般質問をやらせていただきます。よろしくお願いいたします。
質問の通告の順番どおりやらせていただきたいと思います。

まず最初に、胃がん対策としてピロリ菌の除菌治療、またその効果、また別府の現状、そしてまた胃がんのリスク検診、これについて質問をしていきたいと思ひます。

胃がんの原因と言われているピロリ菌ですけれども、これは一度感染すると一生感染が持続する、こういうふう言われているところがございますけれども、このピロリ菌の除菌治療の保険適用範囲が拡大されました。2013 年から拡大されたところがございますけれども、それによって胃がんによる死亡数ですね、死亡傾向について、それについてどうなっているのか。全国的には数%減少というふう言われておりますけれども、その保険適用の影響についてどうなっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

胃がんによる死亡率は、年々減少しております。また、健康保険の適用範囲の拡大により、除菌治療による胃がんの予防効果は大きいのではないかとこのように思っております。

○9 番（穴井宏二君） ちょっと今簡単に答弁してもらいましたけれども、平成 25 年 2 月から慢性胃炎が追加されたのですね、保険適用に。それによって 2000 年からだんだん減少傾向にあったのだけれども、それによってぐっと少し下がってきつつある、こういうふう言われているところがございます。厚生労働省の発表する人口動態調査によりますと、胃がんによる死亡数、また国立がん研究センターによる死亡数予測によりますと、2000 年までは胃がんの検診はバリウム検査しかなかった。それによって毎年 5 万人程度の、残念ながら胃がんで亡くなる方が推移していたということですが、2000 年から胃潰瘍と十二指腸潰瘍、これが保険適用になりまして、それによってだんだん死亡者数が下がってきた。それを今、課長がおっしゃったと思ひます。

このピロリ菌の除菌に対する保険適用範囲、これをやっぱり広げることが大事だと思うのですね。ちょっと数字的なことを申し上げますと、胃がんによる死亡者数が、平成 26 年 4 万 7,903 人、平成 27 年 4 万 6,659 人となっております。この数字だけ見ると、わずかな減少というふうに見られるのですけれども、実際にはこの保険適用がなくてかなり減ってきている。その 1 つの要因としましては、除菌治療を行う際に内視鏡検査、これが適用になった。これが 1 つの大きな要因である、こういうふう言われているところがございます。

そこで、別府市は今年度から中学 2 年生を対象にピロリ菌検査を行っております。これは非常に高く評価をしたいと思ひます。ほかの自治体の方に連絡して、別府はこうやっているのですよ、中学 2 年生からやっているのですよと言いますと、すごいですねという声大概在返ってまいります。本当にこれは高く評価したいと思ひますけれども、この中学 2 年生を対象としたピロリ菌検査、この状況についてどうなっていますでしょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

今年度より開始をいたしました中学 2 年生を対象としたピロリ菌検査についてでございます。この検査は、児童生徒の生活習慣病予防検診の中での実施としておりますので、検診期間は平成 28 年 7 月から 9 月の 3 カ月間で実施をいたしました。また、この検診で陽性となった場合は精密検査を受けていただき、その結果で最終的にピロリ菌の陽性の確定をいたします。この精密検査は、春休みが利用できるよう、平成 29 年 3 月までとしており、現在、精密検査未受診者には受診を勧奨しているところがございます。29 年 2 月末のピロリ菌陽性率は、他都市と同程度と考えております。

○9番（穴井宏二君） 他都市と同程度ということでございました。ほかの都市を調べてみますと、パーセントとしましては15から20ぐらいではないかなと聞いております。大体そのくらいではないかなと思っております。これから精密検査、2次検査ですね、非常に大事になってくると思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

それから、この若い人へのピロリ菌の検査とはまた別に、中高年層に対するピロリ菌の検査、また胃がん対策、これは非常にやっぱり大事になってくると思うのですね。と申しますのが、厚生労働省のデータ等によりますと、40代を超えるとピロリ菌の感染率、これがぐっとグラフで上がってくるというふうになっております。ですから、若い人だけでなく中高年層への対策、これが大事になってくると思うのですけれども、これについてどう思われますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

別府市では、中高年層を対象にしてピロリ菌検査というものは実施をしておりません。中高年層を対象にする胃がん対策といたしましては、検診は国の指針に基づくバリウム検査を実施しております。また、全額自己負担となりますけれども、希望に応じて内視鏡検査やピロリ菌検査が受けられる環境が、別府市内にはありますので、これらの情報提供も含め、定期的な検診の受診勧奨やがんの予防等に関する啓発を行っております。

○9番（穴井宏二君） 今おっしゃっていただいた中で全額自己負担、これは以前の質問でもお聞きしましたので、余り詳しくお聞きしませんけれども、やはりこれに対する何らかの市としての手助け、これはやっぱり非常に大事になってくる。それが受診率の向上にもなってくると思いますので、その点はしっかりお願いしたいと思います。

そこでピロリ菌検査、胃がんを発見するに当たってリスク検診というのがございます。これはABCリスク検診とか言われたりしますが、このリスク検診によって胃がんになる可能性、このくらいありますよか、もっとありますよとか、そういうふうな可能性を調べる検査をしているところがございますけれども、県内で実施している自治体、その内容についてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

県内でリスク検診を行っている市町村は、1市と聞いております。大分市が実施しているというふうに聞いております。

ピロリ菌に感染して胃粘膜の萎縮が進むほど胃がんが発生しやすくなりますので、胃がんリスク検診は、直接胃がんを見つける検査ではございませんが、血液検査で胃がんになりやすい状態かどうかを調べ、危険度を分類する検査となっております。その結果に応じて内視鏡による精密検査を受けたり、除菌治療や定期的な経過観察などを行うというふうにされております。

○9番（穴井宏二君） 今おっしゃっていただいた内視鏡検査ですね、血液を取って抗体検査をする。また、それで異常があれば内視鏡検査を重ねて行う、そういうふうなことをやっているそうです。大分市が、今年の10月からこれについて若干の助成をしながら行っているということでございます。先ほども申し上げましたけれども、40代以降が、50代、60代、70代になるにつれてピロリ菌の感染率が、60%から80%まではね上がるというふうになってきております。そういう意味でこのリスク検診、非常に大事になってくるのではないかなと思いますので、ぜひ大分市等の例を研究しながら取り組んでもらいたい、こういうふう思うところでございます。

そこで、実は先日、大分大学医学部の市民公開講座というのがございました。それに若干参加させていただいたので、テーマは「ピロリ菌と胃がんのリスク検診について知ろう」というテーマです。ですから、お医者さんも本気で取り組んでいるというのがよくわかりまして、大分大学医学部においては、豊後高田市においてこのリスク検診

を実際実施したそうです。もうデータもいただいておりますので述べますけれども、3,321人に血液検査でピロリ菌の抗体検査を行った。その中でピロリ菌抗体の一定の数値以上の方には胃カメラもした。その中で約10人の方に胃がんが発見された。そしてまたバリウム検査との比較をしたそうなのですけれども、バリウム検査と胃カメラ、そしてまたピロリ菌の血液の抗体検査と胃カメラとのデータを比較すると、バリウムと胃カメラの場合は1.3人の胃がんの発見、そしてピロリ菌の血液の抗体検査と胃カメラが、約7.6人ということで、5.8倍の発見率であったということでもあります。

ですから、簡単なこの血液のリスク検診、これは非常に大事であるというふうに大分大学医学部の先生もおっしゃっておりましたので、ぜひともこれを進めてもらいたいと思うのです。やっぱりしっかり市民の命を守るという意味では実施してもらいたいと思いますけれども、何か答弁ございますでしょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

ピロリ菌検査の有用性は、十分に認識をしております。現状といたしましては、ピロリ菌と胃がんの関係やピロリ菌検査の受け方など、正しい情報を市民の皆様に広報啓発をしていきたいと思っております。

また、より早期の対策といたしまして、先ほど御説明をいたしましたけれども、今年度より中学2年生を対象にピロリ菌検査を導入しております。この検診の定着に取り組みながら、成人につきましても引き続き正しい情報の提供とともに、国の動向等を見ていきたいと思っております。

○9番（穴井宏二君） しっかり取り組んでください。先ほど他の市町村の例を挙げて、中学2年生の感染の数値を申し上げました。あくまでもこれは推定でございますので、御了解いただきたいと思っております。まず若年層のピロリ菌の検査について取り組んでいるこのことにつきましては、評価したいと思います。

それでは、次に子育て応援事業の内容について質問したいと思いますので、よろしくお願ひします。

この中で、以前も質問させていただきましたけれども、子育て応援タクシーというのが、少しずつ広まってきております。ママサポートタクシーとか、赤ちゃん何とかかとかタクシーとかございます。これについて見解、どう理解されているのか。それから、別府で子どもを産んで育てていく上において、利用料金についての補助等の見解ですね。そしてまた、産前産後の切れ目のない子育て支援、以前もフィンランドのネウボラについて申し上げましたけれども、妊娠出産に伴う産前産後サポート、これについて真剣に、これまで以上に取り組んでもらいたいと思うのですが、答弁してもらえますか。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

今、議員さんのほうから御案内がありました子育て応援タクシーですが、「子育て応援タクシー」「ママサポートタクシー」など、名称はさまざまでございますが、タクシー事業者が送迎を通じて子育てを支援する取り組みを行っております。主なサービスとしては、出産前後の健診などに伴う妊婦さんの送迎や子どもの病院等への送迎など、妊娠中や子育てに関係する支援を担っているというようでございます。利用に当たっては事前の登録が必要ですが、利用料金は通常のタクシー料金で利用が可能だということでございます。

そういった産前サポートの事業でございますが、これにつきまして、現在、おいた子育てはっとクーポン事業における利用メニューの見直しを行っているところであります。その中で産前産後に利用できる家事や育児の援助サービスについても検討しているところであります。

○9番（穴井宏二君） さまざまなメニューを考えて、少しでも子育てに役立つような取り組みをお願いしたいと思います。これについては、またいつかの議会ですべていただきました

いと思います。

それでは、次に健康づくり推進課におけるサポート、産前産後サポートですね。これまでさまざまな事業をやってこられまして、非常に感服をしているところでございますし、評価したいと思っております。そのまず内容について答弁してもらえますでしょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

健康づくり推進課におけます産前産後サポート事業について、御説明させていただきます。

妊産婦または乳児の健康の保持増進、育児不安の軽減を目的といたしまして、ペリネイタルビジット事業、妊婦乳幼児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、育児相談事業等を実施しております。

○9番（穴井宏二君） 限られた人員の中でさまざまな手助けというか、事業に取り組んでこられた、非常にすばらしいなと思っておりますし、特にこんにちは赤ちゃん事業とか、非常に小さい赤ちゃんを持っている方、生後4カ月までの訪問事業ですね、非常に大変な中、100%近い訪問率を達成しておられますですね。市民の方からも、本当にこれは助かったということをよく聞いております。

その中で母子健康手帳について、質問を申し上げたいと思うのですね。これについて以前も、昨年9月でしたか、議会で質問をさせていただきました。予防接種スケジュールについて、その後どうなったのか。答弁してください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

昨年の第3回の定例会一般質問で議員より御提案がありました母子健康手帳予防接種欄の改善につきましては、保護者の予防接種への意識の向上と接種率の向上を目的といたしまして、予防接種スケジュールリーフレットを検討いたしまして、作成の予定となっております。母子健康手帳とあわせて活用していただくようにサイズをそろえ、こんにちは赤ちゃん訪問時に、また予防接種指定医療機関において配布する予定です。保護者や小児科にて次回の接種日と予定を記入するなど、予防接種スケジュールの管理、接種指導に役立てていただきたいと思っております。

○9番（穴井宏二君） 予防接種スケジュールは、ちょっと私もこれを1枚ちょうだいしまして、こういうのを配布されるということで、「何とかちゃんの予防接種スケジュール表」ということで書いております。カラー版で、予防接種の種類ごとに右にずっとずっていくような書き方でされているのですけれども、非常にこれはわかりやすいなと思いました。これ、当面はこれを母子健康手帳に挟んでお渡しされるということですよ。はい。こういうやり方でとりあえず進めてもらって、また母子健康手帳等印刷等にぜひとも取り組んでもらいたいというふうに思います。

それで、次にロタウイルスの胃腸炎の予防について質問したいと思うのですけれども、日本におけるロタウイルスの患者数は、年間約80万人と言われております。入院患者数は、そのうち7万人から8万人、約10人に1人が入院をするというふうに、これは私の言葉ではなくて、厚生労働省の内容です。

このロタウイルスは、感染力が非常に強い。先進国また日本においても、5歳までに約100%が感染する、こういうふうに言われておりますけれども、俗に言う嘔吐下痢症ですね、これがロタウイルスとノロウイルスが占めているというふうに聞きまして、保育園の先生等にお聞きしましても、非常にこれは大変なのですよということを言っておりました。

まず、このロタウイルスの感染したときの症状等、またワクチンの接種年齢、いつまでか、いつまでに打たないといけないか。また、そのワクチンを打った場合の効果、これはどうなのか。答弁してもらいたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

ロタウイルス感染症によります主な症状ですけれども、水のような下痢や吐き気、嘔吐、発熱、腹痛などで、脱水症状が数日間続くことがあります。

予防のためにワクチン接種がございますが、現在日本で承認されているロタウイルス感染症のワクチンは、生後 32 週までに 3 回接種を完了するものと 24 週までに 2 回接種を完了するものの 2 種類があります。どちらのワクチンも生後 6 週以降から開始ができるようになっております。

また、このワクチンの効果でございますが、ロタウイルス胃腸炎の予防効果は 80% 程度、重症のロタウイルス胃腸炎の予防効果は 90% 以上とされております。

○9 番（穴井宏二君） この余り聞かないロタウイルスについてですけれども、国の予防接種に関する基本的な計画においては、ロタウイルス感染症については、「必要な措置を講ずる必要がある」、こういうふううたわれております。そこで、予防接種する場合、現在予防接種する場合の自己負担額、それからそれに対する助成ですね。そしてまた、この助成をやっている市町村、これはどうなっておりますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

予防接種を希望する場合の自己負担ですけれども、任意の予防接種のため、接種にかかります費用は、医療機関によって異なります。現在使用されている 2 種類のワクチンともに、必要回数を接種いたしますと、約 2 万 6,000 円から 2 万 7,000 円というふう聞いております。

また、経済的負担の軽減ということで助成等を実施している市町村でございますが、平成 28 年 4 月 1 日現在県内では 4 市町村というふう聞いております。

○9 番（穴井宏二君） そこで、今、中津、竹田、国東、姫島村とおっしゃいましたかね。あ、言わなかったですかね。そこが今実施しているわけですね、実施しているのです。そこで、別府市としても、ぜひともやっぱりおくれをとらないために、これ実施してもらいたいなと思うのですよ。そこら辺のほうはどうでしょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

ロタウイルス感染症は、乳幼児期にかかりやすく、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、感染力が強いです。また、ごくわずかなウイルスが体内に入るだけで感染するというふうに言われております。感染を広げないために手洗いの徹底などの啓発を行うとともに、ワクチン接種に対する公費の助成につきましては、今後の国の動向等を見ながら検討したいというふう考えております。

○9 番（穴井宏二君） 今まで胃がん対策の質問、そしてまた子育て支援、またロタウイルス等々、今回質問させてもらいましたけれども、これにつきまして福祉保健部長、何か見解、答弁等ございましたら、総括してお願いしたいと思います。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） 総括ということなので、一応まず順番にリスク検診からお答えさせていただきます。

リスク検診につきましては、いわゆる今までの早期発見早期治療ということではなくて、予防的措置、将来にわたってそういったリスクが軽減するというところで、当然陽性となった場合には除菌とかそういったものが必要になってこようと思いますけれども、こういった意味で幾つかの文献を見ますと、将来的な検診のあり方は予防措置優先の、今、議員の提案があった方向に進みつつあるのではないかと考えております。その点については、国の動向等を十分に注視していきたいと思っております。

それから、またロタウイルスの件については、今回私も初めて勉強をさせていただきましたけれども、症状、それから発症したときの現場における、例えば保育所とかそういったところでの措置については、ノロウイルスとほぼ同様の措置をすればある程度の安全が確保できるということで、現場の対応としては少し安心したところがあるのですけれども、

予防接種につきましては、今後また費用的な負担もありますので、諸課題の1つとして検討させていただきたいと思っております。

今後、議員から提案があった個々の一つ一つの事案について重要な課題と認識して、適宜検討の上、一步一步前進をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○9番（穴井宏二君） ぜひ、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。別府市の、別府市といいますか、ブラックバイト対策。俗に言うブラックバイト対策ということですね。質問では「別府市の」をつけておりますけれども、これはもうどこでも発生している問題でございますので、ブラックバイト対策、そういうふうに捉えて質問していきたいと思っております。

最近よく聞かれますブラックバイト、これは耳にしたことがあると思っております。具体的には時間外労働賃金の不払い、また過剰な労働ですね。またノルマの強要、契約違反等が聞かれますけれども、特に大学生また主婦のパートの方の中ではよく相談があるそうです。しかし、こういう問題は、なかなか消費者生活相談などには上がってこないというふうに聞いております。なかなか表に出てこない問題であるということでございます。ほとんどの方が泣き寝入りをして、いろんな問題があっても、どこに相談したらいいかわからないということで、泣き寝入りをしているという状況でございますけれども、特に学生、これがまた意外と頼りにされているということで、試験中であっても休暇が取れないとか、やめたいのにやめさせてくれないとか、そういう意味で学生生活がまともに送れなくなってしまうというふうにも聞いております。また、雇用条件が口頭でしか説明されなかったということもございます。

そういうようなさまざまな問題がございまして、その状況把握について、市の担当で申しわけないのですが、宮森課長、そういう背景等についてどういうふうに思っておられるのか、答弁してください。

○商工課長（宮森久住君） お答えをいたします。

市内でのブラックバイトにつきましては、把握いたしておりませんが、背景といたしましては、労働法規の認識不足、正規社員の責任の押しつけ、アルバイト等を雇い入れる際に労働条件を口頭でしか説明しない場合など、雇い入れ後にトラブルが発生する原因になっているものと考えております。

○9番（穴井宏二君） 厚生労働省の調査によりますと、約6割の学生が、アルバイト先でこのようなトラブルを経験しているということがわかったそうです。またアルバイト先でさまざまな問題にぶち当たったときに、相談先として行政機関などに相談した割合は、わずか1.6%にとどまったということがわかったそうです。学生が、アルバイト先でやはり過剰な戦力になっている。学生生活も非常に困難になっているケースがあるということで、そういうふうな問題が出てきているようでございます。これは、いずれも学生に対する知識、そのアルバイトに対する知識力、情報力につけ込んでいるというか、そういうふうなところ、ちょっと問題が起こっているのではないかなと思っております。

そこで、ブラックバイトをやはり防止していかなければいけない、これから防止していかなければいけない、こういうふうにするのですけれども、商工課の見解としてはいかがでしょうか。

○商工課長（宮森久住君） お答えいたします。

パートタイム労働法におきまして、雇い入れる際に労働条件に関する事項として、労働契約の期間、仕事の内容、残業の有無、休暇、賃金支払い時期などを書面で明示しなければなりません。また、平成27年4月1日には、改正パートタイム労働法が施行され、雇われたときの事業主による説明義務、説明を求めたことによる不利益な取り扱いの禁止、相談に対応するための体制整備の義務、厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度

や、虚偽の報告などをした事業主に対する過料などが新設されました。

別府市では、労働に関する相談窓口を市報に掲載し、毎月第2水曜日に大分県社会保険労務士会別府支部の御協力により、庁舎内で無料労働相談を開催いたしております。また、大分県労政・相談情報センターによる無料労働相談や、大分労働局等で面談または電話による相談を受け付けております。これらの労働相談情報は、別府市ホームページにて掲載し、市民の皆様に周知いたしております。

さらに、1階の福祉事務所入り口の求人情報コーナーに、県の労働問題の相談に関する連絡先及び無料労働相談開催チラシ等を設置いたしておりますが、今後とも県及び労働局、ハローワーク等と連携を図りながら周知啓発を図ってまいりたいと考えています。

○9番（穴井宏二君） そこで、私もただ単に単発聞くのではなくて、実際相談センターといますか、民間の相談を受ける側のところに行って、ちょっと状況をお聞きしました。そうしましたら、その労働に関する相談は、2014年が395件、2015年が347件、ここだけですよ、私が行ったところだけですよ、2016年が428件というふうにだんだんふえてきているということでございます。

また、内容、相談件数の傾向として、第1位は就業規則、雇用契約、これが20%、そしてまた解雇、退職、雇用、合理化等が16%、賃金未払いがその次ですね。4番目がセクハラ、嫌がらせ、5番目が長時間労働となっております。また、企業の規模が小さくなるにつれて、有給休暇がなかなか取得できていない等も言われておりました。また、会社から一方的に解雇された。ちょっと待遇等の面で相談をしたら、すぐ解雇になったとか、そういうふうなゆゆしき事態も起きているようでございまして、解雇の理由に納得できないというふうなこともあるそうです。

いろいろ言って申しわけないのですけれども、ハローワークの求人内容と就業条件が違う、そしてまた、有給休暇が取れるようになったけれども、消化日数に応じて定期代がカットされたとか、こういうふうなひどいところもあるようでございます。しっかり相談もあっていると思いますので、連携をとりながらそういう問題に対応してもらいたいと思います。

それでは、次に奨学金返還支援制度について質問したいと思います。

これにつきましては、宇佐市の定住促進のための奨学金の返還支援事業、また福島県の喜多方市においても、若年層の市外流出防止、また逆に流入させるU I Jターン対策について、奨学金について償還を支援する制度、これを設けておりますけれども、簡単に内容がわかれば答弁してもらいたいと思います。

○商工課長（宮森久住君） お答えいたします。

宇佐市におきましては、U I ターン者を対象に大学、短大、専修学校に就学し、在学中に各種奨学金の貸与を受け、卒業後宇佐市に10年以上定住する意思を持って居住する方に、申請年の前年の奨学金額の2分の1の額、上限100万円を補助するもので、また、福島県の喜多方市におきましては、大学、短大、高専、高校等も対象とした30歳未満の方で、卒業後市内に定住かつ市内の事業所等に就職し、8年以上継続して勤務する見込みの方に、就業年数2倍の期間、例えば大学でありましたら8年間、年間最大18万円の助成を行っておりますが、両市とも、そのほか詳細な要件がございます。

また、大分県におきましては、平成30年3月から32年3月に大学等を卒業する学生を対象に、県内の中小製造業の研究者、開発技術者、製造技術者等として、6年間継続して勤務し、最大122万4,000円を助成する、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業がございます。

○9番（穴井宏二君） 私も最初に福島県の喜多方市に昨年、電話だったのですけれどもお聞きしまして、非常におもしろい制度をやっているなというふうに聞きました。向こうの

課長さんも、実はこういうのをやっているのですよという感じで紹介してくれまして、県内では宇佐市が最初にやったということで、非常に私も正直驚いているのですよね。さまざまな研究をしているんなそういうふうな定住促進対策、若者の市外流出防止について対策をしてもらいたいと思います。

そこで、猪又副市長、大変申しわけないのですが、この若者のブラックバイト対策、そしてまた若年層の市外への流出防止、また奨学金の返還支援等について、何かコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

○副市長（猪又真介君） お答え申し上げます。

まず、奨学金償還の支援制度でございますけれども、私が在籍していた喜多方市のことが事例になっていることでございますので、先にその喜多方市の環境のことを少し御紹介申し上げたいと思いますが、人口は4万8,000人ということで、本市の人口規模と比べると約半分以下。私が喜多方市に在籍をした平成18年に1市2町2村が合併して5万6,000人のまちが生まれましたので、ここ10年間で約9,000人の人口流出があったというまちでございます。私は、平成18年当時は喜多方市の商工課長を務めておりましたので、この時期の商工行政の最大の課題は何かというと、有効求人倍率が0.5%以下ということで、雇用機会の確保というものが最大の課題でございましたので、企業誘致や新たな創業支援に努めてまいりましたが、現在は有効求人倍率が1.0%を上回っているということでございます。これは何ゆえかかというと、先ほど申し上げたとおりこの10年間で約9,000人の人口流出がございましたが、中でも労働力人口の減少が著しいということで、また、その間に老人介護施設等が多く設置されたことで、労働力の確保が追いついていないという状況があるようでございます。

そのために労働力確保の施策ということで導入されたのが、奨学金返還金の支援制度ということでございますが、翻って本市の状況を考えますと、現在、市内に8,000人の大学生がいらっしゃいます。その8,000人の大学生が人口流出しないように、ここ別府市で働く機会を与えられるような、そういった施策に優先的に取り組むのがまず第1だというふうに考えております。

また、奨学金返還支援制度については、現在多くの民間企業も労働力確保のために導入しているというような状況があるようにお聞きしておりますので、企業関係者の方とそのニーズについてやりとりをしてまいりたいと思っております。

その次に、ブラックバイトでございますけれども、御案内のとおり現在は、商工課長のほうでも答弁申し上げたとおり、その実態のほうを把握しておりませんが、現在、別府市に8,000人の大学生が在籍をされております。多くの方々が、別府市でアルバイトをしているかと思っておりますけれども、中でも3,000人の留学生の方が、例えば旅館・ホテル、例えば飲食店、小売店で多くの方がバイトをされているというふうに認識しております。その中でお聞きしている話というのは、当然アルバイトの賃金のこともございますけれども、それ以上に、そこで働くことによって日本語を学んだり、日本の文化を学んだり、また別府のいいところを学んだりということで、それ以上の得るものがあるというようなことも見聞きしているところでございます。

これが、「ブラックバイト」と対比して「ホワイトバイト」と言えるかどうかということについては、まだわかりませんが、市内のアルバイトの環境については大学生、あるいはハローワーク等の関係機関と協力しながら努めてまいりたいというふうに思っております。

○9番（穴井宏二君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

では、次に温泉給湯サービス、また温泉旅館・ホテルを活用した地域との交流についてなのですが、時間の関係上若干、ちょっと質問をはしりまして、給湯サービス等

については、3社で3,000戸のサービスを行っているということで、主に朝日と大平山地区が多いというふうにお聞きしましたので、これはこれで結構でございます。

そこで、私が市民の方から御相談といえますか、アドバイスと申しますか、受けたのは、今までは地域の温泉等に行っていたのですけれども、温泉に行く、これは政策が大事です。で、温泉に行っていたのですけれども、なかなか体のぐあいとか、高齢化によってだんだん行けなくなった、行きたいのだけれども、行けなくなったということで、ある地域、県によっては温泉宅配便、今回の予算委員会でもございましたけれども、温泉宅配便としてタンクとかポリタンクに入れて温泉を希望する方のところに宅配をしている温泉宅配便、そういうのがあるよということで、こういうのをぜひやってもらいたいなというふうな声もございましたし、ある声をお伺いしたら、持ってきてもらうのもそうなのだけれども、自分でガソリンスタンドでガソリンを入れるように、ちょっとひねったら温泉が出るような「温泉スタンド」、そういうのがあると、時々行って家のお風呂に入れて温泉を、別府の温泉を使える。そういうふうなこともいいのではないかなというふうなアドバイスをいただきまして、なるほどと思って調べた上での質問でございますので、別府においてその可能性、問題点等についてお聞きしたいと思います。

○温泉課長（白石修三君） お答えをいたします。

議員御質問の各個人の自宅への給湯サービスであります温泉宅配、また自宅に自由に持ち帰ることができる温泉スタンドでございますが、まず、温泉はその成分により、既存の浴槽及び配管設備に影響を与えることが予測されます。また、温泉を宅配するためには、温泉を搬送する車両、温度の管理、その搬送するための人件費等が必要となり、採算性が重要な課題となります。一方、温泉宅配につきましては、全国各地や県内でイベント会場または介護施設などへ民間業者が温泉を届ける事業を行っており、別府市、本市のイベントにも御協力をいただいているところであります。

さらに、温泉宅配、温泉スタンドにつきましては、議員の御質問のとおり市民サービスにつながると考えておりますが、まずは市内にある市営温泉を含めて約100カ所以上の共同浴場、共同温泉をコミュニティーの場として地域の方々、また観光客と市民の方の触れ合いの場として御利用いただくことを推進してまいりたいというふうに考えております。

このような状況でありますので、温泉宅配等につきましては、個人宅の設備面、採算性、共同浴場、共同温泉など、総合的に判断する必要があるのではないかと考えております。

○9番（穴井宏二君） 私が、先日、平戸市にちょっと調査に行ってまいりました。課長にも資料を差し上げましたけれども、トラックにポリタンク、また、そこでは平戸市のトラックが来ておりまして、いろんなところに持っていつている、そういうふうにお聞きしました。

これから高齢化、また、どうしても地域の温泉に行けないという方も出てくるし、今もいらっしゃると思いますので、さまざまな可能性を探求しながら、別府の温泉を楽しんでもらいたいなと思うところでございます。

市内の業者の方にもちょっとお聞きしましたけれども、そこには福岡県の老人ホームから温泉を取りに来たりとかしているということでございまして、そういうふうな事業を市が、市民との協働ということでやるとすれば手を挙げたいな、こういうふうな意見もございますので、一応お伝えをしておきたいと思っております。

それでは、次に温泉旅館・ホテルを利用した地域との交流についてでございます。

まず最初に、高齢者福祉課にお聞きしたいと思います。他の自治体におきましては、温泉と食を生かした地域交流サービスというのがございます。高齢の方々が温泉に入ったり、そしてまた弁当を食べたりとかしまして交流を図るといったものでございますけれども、これは非常にコミュニケーションづくりの場として有効ではないかなと思っております。

また、地域の経済の活性化等についても図られると思うのですが、まず、高齢者福祉課としまして、これについてどういう見解を持っておられるのかお聞きしたいと思えます。

○高齢者福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

他の自治体において、民間の温泉施設を利用し、高齢者が温泉入浴を通じてリフレッシュできるものとしてこの事業を立ち上げたところ、地域経済の活性化にもつながったとのことであります。

当市においては、高齢者の方々が住んでいる地域で自主的な介護予防に取り組むことが大変重要であると考えており、地域での定期的な活動への支援を行っているところであります。また、各地に市営温泉や共同温泉がたくさんあり、コミュニティーの場は醸成されていると考えます。ただし、食ということがプラスされれば、まだよい方向となるのではないかと考えております。

○9番（穴井宏二君） では、次に自治振興課について、地域との交流という意味を考えた場合に、そういう温泉旅館・ホテル等を利用していく可能性、これについてはどう考えておられますか。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

既に敬老会などの地域行事などで、ホテル・旅館などを活用している自治会さんもございます。公民館の役割の一部をそういった旅館・ホテルの施設に担っていただくことで可能になるのではないかなとも考えております。

それから、地域の公民館が抱えております課題、例えば高齢者が2階に上がれないといったものから、施設の老朽化、建てかえしようにもなかなかその資金がない、後年度に負担もかかっていく。そういう課題を考えますと、旅館やホテルの一室をちょっと借り受けることで、多少の使用料等もかかるかもしれませんが、地域負担も幾らか軽減できるのではないかと考えます。それから、旅館やホテルにとりましても、稼働率といった面で有利な点もあるのではないかなとも考えております。

いずれにしても、本来の宿泊業という目的を損なわない範囲で旅館・ホテル側も、地域側にとっても有利性の見込める部分で、お互いの立場を尊重し合う協働の視点で協議すれば十分可能ではないかなというふうに考えております。

○9番（穴井宏二君） 今、課長がおっしゃいましたように宿泊業という目的を損なわない程度、要するに旅館・ホテルの空いた時間を利用するということで、非常にこれはおもしろい発想になるのではないかなと思います。

ひとつ、実はこれは花巻市、ちょっと遠いところですが、花巻が実施している事業でございますけれども、そこで「ゆいっこ花巻」というグループがあるそうです。そのグループが、東日本大震災が起こった後に、旅館・ホテルを利用して交流サービスをやったところ、非常に好評であった。現在も、お聞きしたところ、おしゃべりして食べて、温泉に無料で入って、非常に好評ですよということを言っておりましたので、ぜひとも取り組んでもらいたいと思うのですが、ONSENツーリズム参事、これについてちょっと総括的に答弁をお願いしたいと思います。

○ONSENツーリズム部参事（松永 徹君） お答えいたします。

最近の状況を見ますと、温泉でございますが、単に入浴するためだけのものではないというような状況にあらうかなと思っております。美容や健康、文化、さらにはエネルギーなど多様な利活用ができるものとして捉えていくことが重要なかなというふうに思っております。

御質問の中にありましたコミュニティーの場あたり、あるいは食とくっつけてということで温泉を考えたらどうかということですが、もちろん温泉の多様な利活用の1

つとして含まれてくるものというふうに考えております。まず現状をしっかりと把握いたしまして、将来像を描いてまいりたいと思っております。

- 9番(穴井宏二君) では、よろしくお願ひしたいと思ひますが、では、これはこれで終わりたいと思ひます。

続きまして、時間の関係上、入学準備金に入りたいと思ひます。

この入学準備金を質問するに当たりまして、この入学準備金がなかなか4月以降に支給されるので準備が間に合わないというような相談がございました。これにつきまして県内の状況、これはどうなっているのか。また、別府市としまして入学準備金の入学前支給です、要するに3月支給、これについてどう取り組んで行くのか。答弁をお願ひしたいと思ひます。

- 学校教育課長(篠田 誠君) お答ひいたします。

県内では、昨年度から1市が実施しております。また、今年度から4市が実施する予定と聞いております。

別府市において新入学児童生徒学用品費等については、受給される方にとって最も必要な時期に支給することが大切であると考えております。平成30年度に新入学する児童生徒を対象に入学前支給について関係課と検討してまいりたいと考えております。

- 9番(穴井宏二君) 平成30年度ですかね、入学する児童生徒を対象にということでしょうか。はい。ぜひとも前向きに検討して滞りのないようにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

では、最後にDV被害者の市営住宅への入居ということで、ドメスティックバイオレンスについて質問したいと思ひます。

主にドメスティックバイオレンスにつきましては、配偶者、また異性からのデートDVとかございます。この被害者は年々ふえているというふうに聞いておりますけれども、住居の相談等もあわせてどういうふうな状況になっているのか、答弁してもらえますか。

- 自治振興課参事(久恒美千代君) お答ひいたします。

まず、平成27年度の相談件数でございますが、全体の延べ件数は604件となっております。平成26年度が356件、平成25年度は292件となっております。相談件数につきましては、年々増加傾向にあり、そのうちDV相談の件数が、全体の8割を超えております。また、DV相談のうち住居に関する相談につきましては、件数の把握はしてはおりませんが、主な内容といたしまして、経済的な問題や子どもの学校の問題などと同様に、住居に関する相談もございます。

- 9番(穴井宏二君) 今の相談件数、もう一回おさらいしますと、平成25年が292件、26年が356件、27年は604件、これでよろしいですかね。はい。実際かなり件数がふえている、こういうふうに把握したいと思ひます。

そこで、このDV被害者について、市営住宅へ入居という声があります。ほかの自治体等を調べましたら、優先入居というものもあるようでございまして、当選番号を2つ渡したりとか、そういうふうに行っているところもあるようでございます。この優先入居や一時入居ができるのかどうかですね。そしてまた、このDV被害者の保護、それから市営住宅の確保、大分市においては、余り申し上げられませんが、ある程度の戸数を確保して準備しているというような優先入居を行っているようでございますけれども、これについて答弁できますでしょうか。

- 建築住宅課長(江口正一君) お答ひさせていただきます。

DV被害者の方の公営住宅への入居につきましては、国からも通達が出ており、本市でも対応できるようにしております。通達の内容でございますが、DV被害者の方で一定の条件を満たす場合は、優先的に入居させることが可能、もしくは一時的に目的外使用させ

ることが可能というものでございます。市営住宅の目的外使用といたしまして、国への報告義務がございまして。また、先ほど議員御指摘のDV被害者の方の保護やセーフティーネットとしての住宅の確保は、人権尊重、福祉の観点からも喫緊の課題と認識しております。

今後とも、被害者の方への対応につきましては、自治振興課を初め関係部署と緊密に連携し、法通達を踏まえながら適切に対応していく所存でございます。

なお、他市の優先入居の事例等につきましては、もう既に調査に入りましたけれども、早急に調査研究いたします。

○9番（穴井宏二君） しっかり優先入居等を調査して、しっかりまた別府市としてもそういうふうな制度をつくってもらいたい、こういうふうに思います。

○14番（市原隆生君） 一番最後です。よろしくお願ひします。声が出にくいのですけれども、風邪ではないみたいです。（発言する者あり）某総理大臣のものまねのし過ぎでもありませんので、（笑声）よろしくお願ひいたしたいと申します。

通告の順番に従って進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

最初に、鳥インフルエンザへの対応についてであります。

昨年末に鳥インフルエンザが、九州でも確認されたということでありました。テレビとかでもしきりに報道がありまして、この疑わしいという鶏舎等につきましては、何万羽という鳥が処分されたというようなニュースも伝わったわけでありまして、そういった中で幸い大分ではなかったわけでありまして、この鳥インフルエンザ、どのようなものであるかということと、それから人体への影響はあるのか。その点について最初にお尋ねしたいと思ひます。

○農林水産課長（小林文明君） お答えいたします。

鳥インフルエンザとは、鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスによる感染症です。その中でも鶏に感染させた場合に高率に死亡させてしまうような高病原性鳥インフルエンザと言ひます。

また、人に感染するかということですが、通常、人に感染することはありません。しかしながら、感染した鳥に触れるなど、濃厚な接触をした場合など、極めてまれに感染することがあるということが言われております。

○14番（市原隆生君） 野鳥は、その辺を飛んでおりまして、いろんな形で死んでしまっているのを発見されるということでありまして、これをたまたま市民が目にするということもあるわけでありまして、野鳥の死骸が発見されたときに、どのような場合検査を進めるのか、またしないのか。その点について教えてください。

○農林水産課長（小林文明君） お答えいたします。

鳥インフルエンザの検査は、県が簡易検査を行った後、国が遺伝子検査及び確定検査を実施します。県の簡易検査は、環境省のマニュアルに基づき、発生状況により通常時、国内単発発生時、国内複数箇所発生時の3段階に対応レベルを分けております。

また、鳥の種類によってリスク種1から3、その他の種の4種類に分けられ、検査するか否かは、野鳥の種類と死亡した数で決められております。検査する野鳥の具体的な死亡数ですが、通常時の対応レベル1では、コブハクチョウ、オオタカ、オシドリなど18種が、リスク種1で1羽以上、マガモ、カイツブリ、ユリカモメ等17種が、リスク種2で3羽以上、リスク種1または2に含まれないカモ類、カモメ類、タカ目などがリスク種3で10羽以上、カラス、ハト、スズメなどその他の鳥が10羽以上の場合となっております。

○14番（市原隆生君） そこで、年末に近所の方が、家の前で野鳥が死んでいた、通報にはどう対処しているのかなという問い合わせがあったわけでありまして。その死んでいた鳥というのが、聞くところによりますと、ハトに似た形だけれども、羽の色が、国内で大概今まで見たことのあるような色とちょっと違っていた。近所の中学生が、鳥の図鑑か何かで

見てくれたら、何か日本にいないアジアのよその国に生息しているような鳥の羽の色に似ていたというようなことでありました。そういった鳥が飛んでくるのかなという気がしたのですけれども、そういうことだったのですね。こういう鳥が死んでいるのでというふうに市役所に連絡をしたのだけれども、その後すぐに片づけてくれた。ただ、テレビで鳥インフルエンザの報道がいろいろされている中で、非常に心配になっていた中でこういうことがあったものですから、非常に心配をしているわけです。鳥インフルエンザのために死んだのか、そうでないのかということ。こういう通報をして片づけてくれたのはありがたいのだけれども、大丈夫だったのか、どうなのか、その一報が欲しかったということでありました。

先ほど課長からは、いろいろ専門的なお話もしていただきましたけれども、市民の側にとってみれば、そういった専門的な知識というものはありませんし、テレビでそういう報道が、九州で発見されたというような報道があっているわけですね。当然大分にも来ていないだろうかという心配があるわけでありますね。この陽性が疑われると何万羽という、例えば鶏舎の中で殺処分が行われたりというようなことにもつながってくるわけですね。そういったことでの報道もあっているわけですから、非常に心配になっている。そういう中で、やはりそういう野鳥の死骸を見つけたということになれば、安全なのかどうなのか。ほとんど危険な場合というのは余りないということでありましたけれども、一方、安全ですよ、心配しなくていいというような声を一言かけていただきたいということなのですけれども、その辺の対応、いかがでしょうか。

○農林水産課長（小林文明君） お答えいたします。

市民の方から野鳥が死んでいるとの電話がありましたら、検査対象かの確認のため野鳥の種類と死亡した数をお聞きし、検査対象でなければ、鳥インフルエンザの危険性がない野鳥である旨の説明をして、一般廃棄物として処分をお願いしているところであります。しかし、感染が心配であるとか、気持ちが悪いとかの理由で回収に来てほしいという依頼があれば、回収に行き処分をしているところであります。また、鳥の種類がわからない場合も、大分県または農林水産課が回収に行き検査対象か判断し、処理を行っている状況であります。

また、電話をかけられたときの説明ですが、かかったとき、または回収に行ったときに一応行っております。また、当日説明できない場合は、その結果を後日連絡し、安心していただけるようにしております。

今後も、市民の方々に十分説明をし、安心していただけるよう対応していきたいと考えます。

○14番（市原隆生君） よろしく申し上げます。今、答弁の中で一般廃棄物として処分していただく。これは、できたらそういうお願いをすることも大事と思います。一々、職員がそこに行かないといけないということでもないかと思えますけれども、そういったことをお願いできる方であれば、それはお願いをし、また、その死骸が全くそういう病原菌を持っているかということ、それまではわからないわけですから、一方、特に見つからなかった、心配ないですよ、安心をさせてあげるということを怠らずにやっていただきたい、このことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に、防災についてでありますけれども、昨日も防災のことについてる質問がありました。本当に、私も防災士の資格をいただきましたけれども、なかなか地域の中でそういった防災意識を高める活動というのは、自治会長との連携というのは、しょっちゅうとっているのですけれども、なかなか難しい面があります。この防災というのは、本当にいつやってくるかわからないということで、どこまで緊張感を持続できるのか、また切らさないで、いざというときに本当に体が動くのか、また、いろんな組織したものが稼働するかという

ようなことも心配になることだと思います。ただ、あしたやってくるかもしれないし、何十年後かもわからない。例えば東南海、南海トラフにいたしましても、30年以内に70%の確率でやってくるということでもありますから、本当にいつやってくるかわからないという中で、この防災に対する取り組みというのは、本当にどこまでお金を割いてできるのか、またできないのかということも非常に難しいところだというふうに思っております。

昨年でしたか、ちょうど広域の視察で愛知県の一宮市というところにお邪魔をしました。そこは、本当に濃尾平野の真ん中で、市の敷地の、市の何ですかね、市域の中に本当に丘が全くない、もう真っ平らな土地で、線路も真っすぐで、平野に線路が行っているわけですから、何も障害物がなくて住んでいるという、本当に真っすぐな線路であります。隣に新幹線の高架が、これは新幹線か、ちょっと高速道路かわからないのですが、走っておいりましたけれども、見たこともないような支柱の太さ、本当にこれは東海地震というのが、私がちょうど中学、高校あたりぐらいのときから東海地震が今度襲ってくるということで、そのあたりですから、中学、高校ですから、大方40年ぐらい前からそういった心配がされて、国もそこに予算を相当な形でつぎ込んでいるのかな、あの支柱の太さを見て思ったところです。本当に九州では見たことのないような太い支柱でそういった高架がつくられておりました。そこまでやっぱりお金をかけて、これから、では南海トラフの心配がされるからということで、国もそういったほうにかじを切ってくれるのかということ、やはりそこまでもないのではないかなと思う中で、昨年4月16日に別府市のほうで大変な被害のある地震が発生したわけでありまして、その中でやはりこの緊張感を持続するというのと、それからやはりいつでもそういった組織が動くことができるような、そういった体制をつくっておくということにつきましては、この防災意識を高めると同時に持続するということが非常に大事だというふうに思っております。

この質問に書かせていただきましたけれども、防災意識を高めるボランティア活動ということで、これは東北の震災で松林が大変な距離にわたって流されてしまったところだと思うのですが、この松林の再生を期して毎年ボランティアを集めて植樹作業をやっていると。その植樹をすることによって毎年災害・防災に対する意識を忘れずに、なおかつ防災に役立つものを市民の手でつくり上げているというような内容でありました。

別府市におきましても、今、海岸清掃というのが定着しておりまして、毎年7月の日曜日に本当に多くの市民の方が参加をされて、別府市の海岸一斉清掃できれいになるわけでありまして、そういった定着するようなボランティア活動の中でこういった防災意識に目が向くような内容を盛り込めないか。これはちょっと私もどういったことをやればという提案が、ちょっとこの時点でできないのは非常に残念なのですが、そういった方向で考えていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

先ほどお話がありました、昨年の4月の熊本地震におけるボランティア活動については、自主防災会、防災士での地域活動のほか、別府市社会福祉協議会のボランティアセンターで支援物資の搬入、それから被災世帯での片づけなどを実施いたしました。また、別府市民、事業所、別府市社会福祉協議会職員などによる熊本県各地への被災地ボランティアに駆けつけています。また、東北地方を中心に行われています、先ほど議員様から御紹介がありました市民主導で沿岸部に常緑広葉樹の苗木を植え、災害から命を守る森づくり運動、鎮守の森プロジェクトについても、来月、大分県内でも開催される予定でありまして、県下の自治体や別府市も後援として参画いたします。

別府市においても、熊本地震の記憶を風化させない、そして防災意識の高揚のために、熊本地震の震災1周年行事を計画しておりまして、地域においては防災訓練、研修において防災ボランティアの必要を含め、住民の防災意識を高めるための取り組みを進めていき

たいと考えております。

- 14番（市原隆生君）これはもう本当に防災意識を高め、また持続するというこの意味で取り組みを、有効な取り組みがあれば、ぜひとも取りかかっていたきたい、このことをお願いして、次の防災ゲームということで質問をさせていただきたいと思います。

この防災ゲームにつきましては、本当に調べるといろんな形があるということでありまして、課長ともお話をしておりましたら、さまざまな形でやっているところもありますということでありました。この実施しているところは、どんな防災にかかわるゲームを、どういう形で実施しているのか。その点を教えていただけないでしょうか。

- 危機管理課長（安藤紀文君）お答えをいたします。

防災ゲームにつきましては、通常は避難訓練それから救急救出訓練、消火訓練、それから防災講話、そういうものが多いのですが、いわゆる防災ゲームと言われるもの、例えば避難所運営訓練であったり、災害のイメージゲームであったり、そういうことも多く行われております。ことしにおいては、例えば南荘園の、野口議員さんが中心になられて訓練されたDIGゲーム、そういうものも行ってありますし、防災士の研修においても、例えばクロスロードとか、そういうクイズ形式で選択肢を迫られるときにどう判断していくか、そういうゲーム形式の訓練もしているような状況であります。

- 14番（市原隆生君）本当にこのゲームというのは取り組みやすいなというふうに思っておりますし、この防災訓練というのを計画するとき、計画をするときにといいますか、私の地域ではなかなか、計画までで実際にされていないというふうな現状なのですが、実際に防災訓練をやったときに、訓練に本当に参加していただきたい方が参加できない。それは、私の住んでいる地域も坂、海から向かってずっとなだらかな坂が上がっていくところなのですが、海に近いところにいる高齢者の方が、なかなかふだん外出できなくて、この人たちをどう助け出すかということが一番の課題だと言いながら、なかなかそういった防災訓練を計画するときに参加をさせることができないというので頭を抱えているところなのです。しかし、何もやらないわけにはいかないわけなのですが、今、課長から紹介をしていただいたように防災ゲーム、DIGとかHUGとか、そういったゲームをやる人でやるだけでも、こういった判断が、緊急の本当に急な場面でこういった判断をするべきなのかということや、養っていくということは、先ほども申し上げたように防災意識を持続する上でも非常に有効ではないかなというふうに思っておりますし、費用的にも余りかからない、費用対効果についても大変期待できるというふうに考えているのですが、積極的にこういった防災ゲームにつきましては、自治会等で取り入れていただけるような働きかけができないか、その点はいかがでしょう。

- 危機管理課長（安藤紀文君）お答えいたします。

先ほど申し上げたように、防災訓練の内容はさまざまでありまして、先ほど申し上げた訓練を複合的に取り入れている状況であります。最近については、議員様御紹介の避難所運営訓練・HUG、それとか災害図上訓練・DIGなどを実施する自主防災会も増加しております。防災訓練につきましては、定期的に繰り返し実施することが、防災意識の高揚継続に必要でありまして、別府市としても自主防災会の防災訓練事前協議の中で、既存の防災訓練に加え、より広い年齢層の、多くの住民が参加しやすい訓練の実施を呼びかけていきたいと考えております。

- 14番（市原隆生君）ぜひとも進めていただけたらというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。

次に、学力向上についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

今回も高校入試が、もう終わったわけでありまして、大変に別府市、通った中学校としては苦戦をしたということをお聞きいたしました。やはり将来にわたっての人材育

成というのは、本当に力を入れていかなければいけないというふうに思っているわけでありまして、本当に学力向上ということで、市長も本当に英断をしていただき、今回エアコンを各教室に導入していただきました。1月から使用開始をしているわけでありまして、この辺の予算、先般も質問の中で取り上げられたかと思うのですが、おおむね現場では本当に好評です。子どもたち、私も月に2回ほど挨拶運動で北部中学校のほうに行くわけですが、教職員の方とか生徒にも「どう」と聞いたら、北部中学校なんか、特に坂の上で非常に寒いところにあります、山の陰になったり。やっぱり学校に来るとほっとするという声もありましたし、本当に寒い中、歩いてきてほっとしたという、学校に着くとほっとするというふうに言っている子が結構多い。それから、もう震えなくていいので集中できるようになったという声も何人かの子どもが言っていました。先生方にお聞きをしても、やはり授業に集中してくれるのでやりやすいというふうに言っている職員が多いですよというようなことでありました。おおむねいい方向で行っているのかなというふうに思っているわけでありまして。

私も学校の運営協議会にかかわらせていただいて、学力向上会議等にも参加させていただくのですが、現場の先生方、部活も持ちながら、また不登校ということも先般問題になりましたけれども、そういった子どもたちにいろんな対応をしながら、部活のこともしながら、授業の準備をしながら、大変な思いをして日々やられていると思うのです。特に中学校に私はよく顔を出しているのですが、そういったことを感じます。9時、10時ぐらいまで本当にほとんどの先生が帰らないでいろいろな準備をしているのです。

そういった中で、やはりこれ以上の負担を求めるといえるのは、なかなかかわいそうだなというふうに思いますし、もう無理だろうというふうな気がしております。ただ成績だということ、やはり外からは数字しか見えないので、どうなっているのだということ責められたりもするわけですが、そういった中でこの学力向上会議で言われることというのは、行き着くところ、家庭学習を何とかもうちょっと進めてもらいたいというふうになるわけですね。もう学校もいっぱいいっぱいです。もう本当に、あと授業の改善は、本当にこれは毎回、毎年取り組みながらやっていますということでありまして、ほかの面で対応できることというのは、もう本当にいっぱいいっぱい頑張っているということでありました。僕は、もうそのとおりだというふうに思います。その中で、やはり最後行き着くところというのは、もう一回家庭学習をできるようにPTAのほうからお願いをしてもらえないだろうかというのが、この学力向上会議の大概の結論というか、最後はそこに行き着くというものが、もう最近の形になってきたかなというふうに思っております。

ただ、中学校の勉強というのは、やっぱり親が見ているいろいろ教えてあげられるほど簡単ではないわけでありまして、なかなか声をかけようとしても、どう声をかけていいのか。また、声をかけて、では親が見てあげられるのかということ、その辺は全く親にとってもちょっと、なかなか難しい面があるわけですね。家庭学習をといても、なかなかそこに行き着かないというのが現状であります。このことは、もう前からお願いをしているわけでありまして、やはり学習の環境づくりというのをぜひやっていただきたい。これは特に小学校ではやっているところもあるということでありました。これはちょっと後でどういうふうに行っているのか教えていただきたいのですが、今、学校以外のところでさまざまな、公民館とか、そういった施設を使って学校以外のところで教職員以外の方が勉強を見てあげているというような取り組み、こういったものを行っているのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○生涯学習課長（永野康洋君） お答えをいたします。

現在、各公民館におきまして地域教育力活性化事業、この一環といたしまして平成 26

年度から毎月2回、学校ごとに水曜日、この日に放課後学習教室というものを実施しているところがございます。この教室につきましては、4年生を対象といたしまして、教職員OBなどのボランティアさんによりまして、宿題などの学習の見守りを行うもので、平成28年度の実績で言いますと、2月末現在で各公民館で総計185回開催いたしました。参加した子どもたちは1,964人、ボランティアの数は延べ813人が参加しているところがございます。

- 14番（市原隆生君）これは、小学生が主に対象ということでありませぬ。はい。本当に小学生対象では、今こういう形でしっかり多くの方が携わって頑張っている。ただ、やはり1つ学校が上がって受験に立ち向かうというその年代といいますか、これはやっぱり中学生になるわけですので、このところが、ここの中学生の勉強というのが進められないと、なかなか今度上に上がっていかないのかなという思いもしております。もちろん高校に入って、また高校に行かなくてもきちっとやっていく人というのはおられるわけですが、やはりこの中学生の段階で今手を加えて本当にいい授業をやっている自治体というのは、結構出てきているわけでありませぬ。

市長も、今回の予算編成に当たって、この人材の育成ということも1つ掲げていただいているというふうに思っておりますし、本当に私も退職された校長先生なんかとお話をしまして、こういったことで子どもたちを見るということになったらどうでしょうかと言ったら、やりたくてうずうずしているのも中にはいるよというような話もありました。だから、願いをすれば、中学生に対するそういった学習支援についても参加していただける、ボランティアで参加していただける方も私はあるというふうに思っておりますし、ぜひとも場所の提供と、それからいろんな声かけをしていただけたら、そういった全市一斉にとは思っておりませぬし、できるところから始めて、成功させていながら、それを広げていけばいいのではないかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

- 学校教育課長（篠田 誠君）お答えいたします。

中学校においては、その中学校を卒業した高校生あるいは大学生とかを講師に招いて、放課後学習会を実施している中学校も市内にはございます。それにより、議員さん御指摘の家庭学習の充実についても図られるものではないかと考えております。

今後も、地域の方々、それから教員OBを活用した児童生徒へのきめ細かい学習支援が充実できるよう、学校運営協議会等をお願いしていきたいと考えております。

- 14番（市原隆生君）今答弁をいただいたことで、ちょっとお聞きします。学校運営協議会でそういうことを進めていくということはオーケーなのでしょう。それだったら、場所の確保ができれば、それぞれの学校で連れていってもオーケーですよということと、今受け取っていいんでしょうか。いかがですか。

- 学校教育課長（篠田 誠君）お答えいたします。

学校運営協議会は、学校と地域が連携して子どもたちを育てるという観点で運営していきますので、各学校運営協議会のまた特色のもと実施していただけるものと考えております。

- 14番（市原隆生君）ありがとうございました。では、ちょっとそれを進めてみたいなと思いましたが、場所の確保が、ただ公民館等お借りをするようになった場合、こういったことで貸していただけますかという打診をするわけですが、そういったことはありでしょうか。課長、どうですか。

- 生涯学習課長（永野康洋君）お答えいたします。

公民館の使用につきましては、現在、放課後学習教室は、平成26年度は公民館で行いましたが、27年度、28年度は学校のほうで行っております。いろいろな事情があろうかなと思いますけれども、もし公民館でこれを行うということになれば、その分の場所の確保というものは可能かなというふうに考えております。

○14番（市原隆生君） ありがとうございます。非常に心強い答弁であります。

では、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。年金制度についてお尋ねをしたいと思います。

無年金者救済法というのが、国会のほうで決まりまして、この受給資格が25年から10年になる。10年以上納めた方に、もちろん満額ということではありませんけれども、支給が開始される。これがことしの秋から始められるということでありました。どのような手続をすればこの年金が受け取れるようになるのか。これを思っておられる市民の方も非常に多いわけでありまして、そこをまず教えてください。どのような手続が必要なのでしょうか。お尋ねします。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

平成29年8月1日時点で資格期間が10年以上あれば老齢基礎年金を受けることができるようになります。手続としましては、まず年金請求書及び年金の請求手続の御案内が、日本年金機構から御本人様宛てに届きます。年金請求書が届きましたら、本人または代理人が年金事務所で手続をする必要があります。ただし、加入期間が全て国民年金第1号被保険者期間の方は、市役所保険年金課の年金係で受け付けいたします。

なお、請求手続は、平成29年8月1日以前でも可能となっております。

○14番（市原隆生君） 市民にとって一番身近な窓口というのは、市役所になるわけですから、さまざまな問い合わせがあるかもしれません。今、課長の答弁でいきますと、その申請の手続というのは、主に年金事務所のほうでしていただくということでありまして。市役所の保険年金課ではないということですね。ただ、こういった問い合わせというのは必ずあるかと思っておりますので、丁寧に教えていただけたらというふうをお願いをしたいと思います。

では、続きまして、年金制度改革法の中で産前産後期間の保険料の免除というのが取り入れられるようになったわけでありまして、これはどのような制度で、いつから適用になるのかお尋ねしたいと思います。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えいたします。

次世代育成のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は、満額の基礎年金を保障するという制度であります。産前産後期間については、出産予定日の前月から4カ月間となり、平成31年4月の施行となります。

申請手続については、年金事務所もしくは市役所保険年金課の年金係で受け付けをいたしますが、必要な添付書類等は、平成31年度からの施行ということもあり、現在、具体的なものはまだ決まっておりません。

また、この制度は、国民年金被保険者全体で対応するため、この財源としては、国民年金保険料を月額100円程度引き上げる予定となっております。

○14番（市原隆生君） 平成31年の4月から施行ということでありましたけれども、この産前産後で休暇を取る期間というのが……、31年4月から施行に当てはまる、ぎりぎり当てはまる、この人からセーフになる、当てはまるというのは、いつからこの休暇に入る人になるのか。その点はいかがですか。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

出産予定日の前月から4カ月間という形になりますので、仮に3月が予定日であれば、その前の2月から4カ月間というような形になります。

○14番（市原隆生君） ですから、4月、この制度に間に合う、ちょうどこの人から当てはまるというのは、どういった状況か、その点だけお尋ねしたいと思います。

○保険年金課長（猪股正彦君） 一応平成31年4月以降施行という形になりますので、それ以降になります。

○14番（市原隆生君） ちょっとよくわからなかった。いずれにしてもちょっとまだ先なので、実施時期が近づきましたら、ぜひとも漏れることのないようにこの周知徹底をしていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この質問は、この辺で終わらせていただきます。

次に、公共施設での洋式トイレの整備ということでありまして、これも大分していただきました。隣の萩野議員さんも力を入れてやっていただいておりますので、余り申し上げることはないのですが、この公共施設の中での洋式トイレというのは、1つはやはり災害対策もありますし、学校で、今学校のトイレというのは、ほとんど子どもたち、家に帰れば洋式トイレでやっているのに、学校でなかなか和式というのはしにくいというのはいろいろ新聞等でも言われていることであります。予算もかかることでありますので、順次考えていただいて進めていただけたらというふうに思うところでありますけれども、その他の施設でも公園とか、この庁舎でもお聞きをするようにしております。

この洋式トイレの導入は、やはり別府市は特に高齢者の方が多いということと、それから障がい者の方が多いですね。私は、よくこの障がい者の方からトイレのことを本当によく聞かれます。例えば亀川あたりで新しいコンビニができれば、あそこに入りやすいトイレができたかどうかというのが、非常に関心事なですね。なかったら残念ということになるわけでありまして、今回は亀川商店街の中で亀陽泉がリニューアルされて、そこは障がい者の方でも利用できるトイレがあって、お願いをして、その温泉を利用しなくても頼めばさせていただけるというようなことでなりましたので、そういったことでは車椅子の方も、亀川商店街に行ったらあそこでさせていただけるなという思いがあって安心していただきました。

市内のそういった公共施設のトイレ、特に公園等になるかと思っておりますけれども、そういった外に出る、お出かけをする人にとって非常に押さえておかないといけない施設なわけですね。ぜひともこの整備が進むということで、市長が言われる健康寿命を延ばすということにつきましても、高齢者の方が出かけるには、やはり公共交通も大事ですが、そこに行くまでの行程といいますか、その中で、休みながら行けるのかとか、バスを待つ間、立っておかぬとかかぬのだろうかとかいうこと。それから、出たときに、どこに行ってトイレができるのだろうかということが、非常に関心事なわけですね、高齢者の方また障がい者の方にとっては。やはりそういったところで安心したものができていないと、なかなか1つだけ整備をしても、そういった外出にはつながらないのかなという思いがしております。特に先ほど申し上げましたとおり、障がい者の方というのは、本当にトイレを気にされていて、どこでできるのか、どこに行ったら間に合うのかということを非常に気にされて、できればそういったトイレのマップ等もつくっていただけたらというふうに思うぐらいであります。

ぜひともこの公共施設での洋式トイレの整備というのを進めていただきたいのですが、学校教育施設、またその他、全部ひっくるめての答弁でもう結構ですので、方向性について答弁をしていただけたらと思います。どなたでも結構ですから、よろしくお願いいたします。

○副市長（阿南寿和君） それでは、お答えいたします。

先日、萩野議員からもトイレの件は、数点にわたりいろいろ御指導をいただきました。ただいまはまた市原議員からも、トイレにつきましても、いろんな方面で、学校の施設の件ですとか、そういう御意見も賜りましたので、総合的にいろいろな面で気をつかいながら整備に努めたいと考えております。

○14番（市原隆生君） よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。「湯～園地」構想についてということ

であります。

隣の国実議員さんがする予定になっておって、私のほうはほとんど課長とやりとりしていませんのですけれども、いきなり、あなたに譲るから、あなたが言ってといて（笑声）、きのう言われて、こういうふう質問に立っているわけですけれども、本当に今の段階での進捗状況というのを聞きして、課長ともやりとりをさせていただき中で、本当にがっかりさせないというものはできると思いますよということと言われておりましたし、こういった記事、こういった報道が流れる中で、続々とまた寄附金のほうも何か預かっているようであります。今日新聞にもしよっちゅう市長が受け取る姿が写真に写って出ているのを見るわけですけれども、こういったものに、このやっぱり寄附金がずっとふえていく中で、またどういう方向に行けるのかということと、それから課長ともさつき、先般お話をさせていただいたのですけれども、ぜひ別府の子どもに来てもらいたいということでありました。私も今、いまだにこの年で子ども会の会長をさせていただいているので、人数が少ない組織なのですけれども、子ども会に助成を出してみんなに行ってもらおうかなというような話もさせていただいたところです。そうしたら、「ぜひ、ぜひ」ということでありましたけれども。

どういった人たちにこういう別府を感じてもらいたいということと、それからこういった今寄附金がどんどん伸びてきている段階、状況の中で、こういったものの予定からもっとこう変えることができそうだとするところがあればお尋ねしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

「湯～園地」動画は、昨年11月のONSENアカデミア開催のときにイメージ映像として制作をいたしました。100万回再生を超えたら内容を実現するという世界初の公約連動型動画という手法をしまして、わずか3日間で再生数100万回を達成、現在では300万回を超える再生回数となっております。現在、遊べる温泉都市構想実行委員会におきまして、クラウドファンディングや一般の方々からの支援を募っています。3月1日には1,000万円を達成し、「湯～園地」の公約実現に向けて取り組みを進めているところであります。

なお、返品につきましては、キッズセットやファミリーセットなどの入園券を初め、これは子どもたちも一緒に行けるようになっている券であります。「名湯市民権」、「『湯～園地』一番風呂の権利」、「別府市長とサシ飲みができる権利」など、たくさん用意をいたしております。

実現の日程ですが、7月の29日、30日、31日を予定いたしております。

具体的な遊具といたしましては、「湯～園地」の入場門となるつり橋に歩いて入る人に温泉を浴びせるかけ湯シャワー、飛行機型の乗り物が大きく旋回し、周囲に温泉のミスト——霧ですね——それを噴射するアウストロファイター、傾斜のある通路を利用した長さ100メートルの温泉水のスライダーや温水プールの4種を想定いたしております。

それ以上、2,000万円が集まりましたら、メリーゴーランドも実現をさせていただきます。それ以上多額な資金が集まれば、ジェットコースターや観覧車の実現のほか、開園期間の延長も検討いたしております。動画の世界観を全て再現し、皆様に楽しんでいただくことが望ましいのですが、衛生面や耐久性等の問題で再現できない遊具もございますので、そこは違う方法で満足していただける方法を、遊べる温泉都市構想実行委員会ですべて探っている最中でございます。

○14番（市原隆生君） 市長、今の答弁でよろしいでしょうか。もっと何かつけ加えることがあったら、時間はたっぷりありますので。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

今、課長が、ストレッチゴール方式で2,000万円というところまでのお話をさせていただ

だきましたが、基本的にはあの動画でお見せをした世界観を100%実現をするということが一番だと思います。あの動画の100%の世界観ができない場合は、では、どういうふうにしたらその一部でも再現というか、できるのかということにこだわってさせていただいていますし、あの中にはなかったことも言いたいのですけれども、この場では言えないいろいろな楽しいこともまだ企画をさせていただいております。

「湯～園地」構想自体は、7月の29、30、31日という3日間ではありますが、遊べる温泉都市構想としては、これからもずっと別府の中で何十年も続いていくものだというふうに思っています。あの動画自体は、別府の子どもたちが、別府はやはり外からこんなに評価してもらえるようなすごいまちなのだということを実感してもらいたいということで、外向きではなくて内向きにつくった動画であります。

今、子どもたちから私も町なかで会うと、「あ、『湯～園地』のおじちゃんだ」というふうによく言われます。「『湯～園地』のおじちゃん」が名誉なことなのかどうなのかは別としても、それだけ子どもたちの間でも非常に楽しみにしてもらっていると思いますし、それだけ別府が注目を浴びるということは、将来にわたってすごくいいことではないかなというふうに思っています。

児童養護施設の子どもたちに来てもらいたいということで、300人分の御寄附もいただきましたし、それだけではなくて、市内の子どもたち全員にやっぱり来てもらいたいというふうに、私は個人的には思っています。では、それをどういうふう to 実現するかということは、これからしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っていますし、今、ストレッチゴール方式で2,000万円はもう目の前に迫っています。最終的には目標は1億円を集めているいろいろなことをやりたいというふうに、それが最終ゴールでありますので、この「湯～園地」構想の最終ゴールでありますので、でも、これもまたなかなか言えないのですけれども、最終的にはそのあたりまで行くのではないかなというふうに今思っています。

こうやって自分にプレッシャーをかけながら、しっかりと頑張っていきたい、期待を裏切らない、わくわく、どきどきを実現するというので、皆さん方に期待をぜひしていただきたいというふうに思います。頑張ります。ありがとうございました。

○14番（市原隆生君） ぜひ期待をしております。頑張ってください。

○副議長（森山義治君） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす22日及び23日の2日間は、事務整理等のため本会議を休会とし、次の本会議は、24日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時44分 散会